

ワーキンググループは、本モデルコンソーシアム協定をドラフトとして、何らの保証もせず、何らの責任も引き受けずに提供しています。本文面の全体または一部の使用は、使用者自身のリスクにおいて使用するものであり、使用者自身が、本書が自己の利益を満たすものであることの法的検討、および自己の権利を保護するための法的検討を行うことを免除するものではありません。

DESCA

Horizon2020 (ホライズン 2020) モデル
コンソーシアム協定
www.DESCA-2020.eu

第 1 版
2014 年 2 月

目次

変更履歴

注記

コンソーシアム協定

第 1 項：定義

第 2 項：目的

第 3 項：発効、存続期間および終了

第 4 項：当事者の責任

第 5 項：互いに対する責任

第 6 項：管理体制

大中プロジェクトのための管理体制

第 7 項：財務規定

第 8 項：成果

第 9 部：アクセス権

第 10 項：情報の非開示

第 11 項：雑則

第 12 項：署名

[別紙 1：含まれる背景的情報]

[別紙 2：加入書面]

[別紙 3：第 8.2.2 項に基づく簡素化譲渡についての第三者リスト]

[オプション：別紙 4：第 9.5 項に基づく特定された関連組織]

[GOV SP モジュール]

[IPR SC モジュール]

ソフトウェア特別規定

注記

本コンソーシアム協定モデルは、「[一般複数参加機関助成合意書](#)」(MGA)により規律されるプロジェクトのため、すなわち、特に「研究イノベーションアクション」および「イノベ

ーションアクション」により規律されるプロジェクトのために作成されている。その他の種類のプロジェクトに使用する場合には、適応させることが必要な可能性が高い。新 DESCA モデルでは、従前のフレームワークプログラムからの大幅な発展を意図した Horizon 2020 の特徴が扱われている。多数のステークホルダーからのフィードバックを受けて、Horizon 2020 のための改定作業の明白な目的は、必要な箇所を改定し、また DESCA FP7 の文面の継続性を可能な限り維持することであった。

調整および協力を促進するために、本モデルは、参加機関間の内部的取決め、プロジェクトの統治、および財務問題について規定している。

可能な限り使いやすくするために、モデルおよび説明では、「主流」プロジェクトに焦点が当てられており、一定の状況におけるすべての選択肢を提供することは意図されていない。言葉使いは、特に法律家以外の者にとって身近で理解しやすいことを目的としている。

Horizon 2020 MGA には、個別プロジェクトに応用されるべき多数のオプションが記載されている。DESCA 2020 は、MGA オプションの「既定設定」となることが期待されているオプションに基づいている。

本モデルは、各単独プロジェクトの具体的な特徴に合わせるために適応されなければならない。

参加規則、すべての MGA、およびその他の関連書面は、以下に掲載されている。

http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/funding/reference_docs.html#h2020-legal-basis-rfp.

本書の使用者には、MGA および関連書面を読むことが強く推奨され、使用者は、DESCA は参加規則および助成合意書を補足するものであることを認識することが重要である。それらの書面に規定されている多数の項目は、本書では繰り返されていないが、慎重に考慮に入れ、疑いがある場合には読み直すことが必要である。

DESCA モデルは、2つの欄で表示されている。左側の欄には、法的文面が記載されており、右側の欄には、説明、注記、および Horizon 2020 一般複数参加機関モデル助成合意書 (MGA) に対する言及が記載されている。説明の記載のない版が、ウェブサイト www.desca-2020.eu に掲載されている。

DESCA には、以下のように使用できる主要なテキスト、モジュール、およびいくつかのオプションが規定されている。

1. 主要なテキスト：本文

2. 管理体制についての 2つのモジュール：

大中プロジェクトのための GOV LP モジュール：

複雑な管理体制：統治機関 2つ、総会、および執行役員会 [GOV LP モジュール]

小プロジェクトのための GOV SP モジュール：

簡素な管理体制：総会のみ [GOV SP モジュール]

プロジェクトに含まれるワークパッケージが少数でそれほど複雑でない場合、通常 GOV SP モジュールで十分である。

しかし、プロジェクトがより複雑であり、多数のワークパッケージが含まれる場合、執行役員会が含まれる GOV LP モジュールが推奨される。

3. IPR SC モジュール—ソフトウェアのための特別規定

プロジェクトがソフトウェアの問題に高度に集中している場合、ソフトウェアに関してより詳細に規定している（サブライセンス権、オープンソースコードソフトウェア等）ソフトウェアモジュールを使用することができる [IPR SC モジュール]。

4. オプション：

主要なテキストには、いくつかの規定において、特に IPR の項において異なるオプションが規定されている。テキスト中のオプション部分は、灰色で記されている。可変数値/データがプロジェクトにおいて採用されるべきであるその他の項目についても、同様である。

IPR 規定中のオプション 1 には、他のパートナーのプロジェクト成果を利用するためにそれらにアクセスしたことに対する公正で合理的な報酬が予測される場合の大半のステークホルダー（いくつかの業界、大学、および研究機関）の嗜好が反映されている。

IPR 規定中のオプション 2 には、すべてのプロジェクト成果が所有者に対するいかなる形態の報酬もなく利用可能な場合のいくつかの業界が嗜好する状況が反映されている。

助言注記：オプション 1 およびオプション 2 の組合せが矛盾を招く場合がある。

イノベーション調達に関する注記：H2020 においては、商用前調達（PCP）または革新的ソリューションの公共調達（PPI）が、FP7 においてよりも頻繁に行われる。それらの調達については、参加規則第 49 条および PCP-PPI 共同基金についての複数参加機関モデル助成合意書に基づく特別な規則が存在する。それらのプロジェクトについては、当事者は、調達手続をとることができるが、特別な規定を考慮しなければならない。後者の入札過程については、別の調達契約が推奨される。

DESCA の中核グループは、DESCA モデルコンソーシアム協定の使用者が、それぞれのニーズに合わせて DESCА の元のテキストを改訂させたいと考える可能性があることを認識しており、従って、透明性および一貫性のために、行った改訂を現在のまたは潜在的なパートナーに、自由に明確に示すことを願う。

コンソーシアム協定	説明およびコメント
<p>本コンソーシアム協定は、「Horizon 2020—研究イノベーションのためのフレームワークプログラム(2014 年-2020 年)」における参加および普及についての規則を設定した 2013 年 12 月 11 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 1290/2013 号（以下、「本規則」という）、欧州委員会一般複数参加機関モデル助成合意書、ならびに同合意書の別紙に基づいており、以下発効日として言及する<プロジェクト開始日//その他の合意された日>に締結された。</p> <p>以下の者の間で：</p>	<p>全当事者および欧州委員会が署名する特定の助成合意書は、本文面では「本助成合意書」として言及されている。</p> <p>一般複数参加機関モデル助成合意書は、「MGA」として言及されている。</p> <p>ここに、コンソーシアム協定の発効日を挿入することが推奨される。発効日としては、プロジェクト開始日を使用することが推奨される。</p>

<p>[助成合意書において特定されているコーディネーターの正式名称] コーディネーター</p> <p>[助成合意書において特定されている当事者の正式名称]</p> <p>[助成合意書において特定されている当事者の正式名称]</p> <p>[その他の当事者の同一性を挿入...]</p> <p>以下、合わせてまたは個別に「全当事者」または「当事者」という。</p> <p>以下の表題のアクションに関して</p> <p>[プロジェクト名]</p> <p>略称で</p> <p>[挿入：頭文字]</p> <p>以下、「本プロジェクト」という。</p> <p>前文： 全当事者は、関連分野において多大な経験を有し、Horizon 2020—研究イノベーションのためのフレームワークプログラム（2014年—2020年）の一貫として、資金提供当局に対して本プロジェクトの提案を提出した。 全当事者は、全当事者および欧州委員会が署名した特定の助成合意書（以下、「本助成合意書」という）の規定に加えて、全当事者間の拘束力ある誓約を特定または補足することを望んでいる。 全当事者は、本コンソーシアム協定が DESCA モデルコンソーシアム協定に基づいていることを認識している。</p> <p>従って、ここにおいて、以下のとおり合意される。</p>	<p>助成合意書に署名する前に、コンソーシアム協定に署名することを強く推奨する。それが不可能な場合、発効日は遡及的な日付とすることができ、助成合意書が発効した時とは異なる日付とすることができる。各当事者は、書面に当該各当事者自身として署名した時点から本コンソーシアム協定にコミットしたことになる（本コンソーシアム協定第 3.1 項参照）。それでも発効日は、書面に署名した全当事者について同一である。また、秘密保持に関して必要な場合、義務をコンソーシアム協定の遡及効付きのものとする 것을検討すべきであるが、提案段階について署名される別の秘密保持契約を締結することの方が常により好ましい。</p> <p>助成合意書および契約準備様式において特定されているとおりの全当事者の正式名称を挿入する。 当事者という用語は、本コンソーシアム協定において明確化のために使用されている。助成合意書における対応する用語は、参加機関である。</p> <p>「本プロジェクト」という用語は、本コンソーシアム協定において明確化のために H2020 における「アクション」の代わりに使用されている。</p> <p>DESCA モデルの説明は、www.DESCA-2020.eu に掲載されている。</p>
<p>第 1 項：定義</p>	
<p>1.1 定義</p>	

<p>大文字で開始する語は、本コンソーシアム協定または助成合意書およびその別紙のいずれかにおいて定義されている意味を有する。</p>	<p>EC 定義用語集に対するリンクが、利用可能になり次第、説明に挿入される。</p>
<p>1.2 追加的定義</p> <p>「コンソーシアム計画」</p> <p>コンソーシアム計画とは、最初に本助成合意書において定義され、総会により更新される可能性のあるアクションおよび関連する合意された予算の説明を意味する。</p>	<p>MGA 第 4.2 条には、予測予算は、助成合意書の変更を行わずに、参加機関間または予算類型間（または両者）で金額を移動することにより調整することができる」と規定されている。</p> <p>軽微な変更はプロジェクト期間中に極めて頻繁に必要となるが、助成合意書の変更にはつながらないので、助成合意書のこの部分は古くなる可能性があるが、コンソーシアムには、誰がどのタスクをどの予算で実行するかについての拘束力ある合意、すなわちコンソーシアム計画が依然として必要である。プロジェクトが進行し、軽微な予算移動が必要となるに応じて、コンソーシアム計画は動的であり、必要時または定期的に更新される。そのようなものとして、コンソーシアム計画は助成合意書の正式な別紙ではない。</p> <p>コンソーシアム計画の出発点は、助成合意書別紙 1 に記載されているアクション、および別紙 2 に記載されている関連予算の説明である。</p> <p>変更のある場合、それに応じて、資金提供当局に対する定期報告において、資金提供当局に通知することが強く助言される。乖離が大きくなり過ぎた場合、資金提供当局との協議の下、助成合意書の変更として、助成合意書別紙 1 の更新版を作成することができる。</p> <p>コンソーシアム計画は、本コンソーシアム協定に規定されているようなコンソーシアム内部での意思決定の通常の過程の正式な結果である。</p>
<p>「資金提供当局」</p> <p>資金提供当局とは、本プロジェクトのための助成金を付与する団体を意味する。</p>	<p>MGA によれば、Horizon 2020 においては、プロジェクトに助成金を付与する法的団体は、欧州連合、欧州原子力共同体（欧州委員会により代表される）、またはフレームワークプログラムの大部分を管理するために設立された以下の機関のいずれかである。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研究執行機関（REA） — 欧州研究会議執行機関（ERCEA）

	<p>—イノベーション・ネットワーク執行機関 (INEA) —中小企業執行機関 (EASME)</p> <p>上記各機関は、欧州委員会から委譲された権限に基づき行為する。</p> <p>コンソーシアム協定においては、「資金提供当局」は、EU プロジェクトに助成金を付与する共同事業体または類似の団体に言及するためにも使用されている場合がある。</p>
<p>「違反当事者」</p> <p>違反当事者とは、本コンソーシアム協定第 4.2 項に規定されているように、本コンソーシアム協定および/または助成合意書に違反していることを総会が特定した当事者を意味する。</p>	<p>違反状況は、本プロジェクトの観点から本契約に規定されており、当事者がその契約上の義務に違反していることに関してコンソーシアムが能動的に決定（支払停止、参加終了、タスクの再割当）を行う必要のある状況が含まれる。</p> <p>違反当事者に関して必要な措置を取るタスクは、通常の実管理体制に従って取り扱われる（本コンソーシアム協定第 4.2 項、第 6.3.1.2 項、第 6.3.2.3 項、および第 6.3.3.2 項参照）。</p> <p>違反から生じるプロセスおよび帰結は、以下に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> —プロセス：第 4.2 項 —責任：第 5.2 項 —GOV LP についての統治規定：第 6.2.3 項および第 6.2.4 項、または GOV SP についての統治規定：第 6.3.3 項および第 6.3.4 項 —コンソーシアム計画：第 6.3.1.2 項 —資金提供：第 7.1 項および第 7.3 項 —アクセス権：第 9.7.2.1.1 項および第 9.7.2.2 項 —および助成合意書第 50 条。 <p>コンソーシアムの 2 当事者間の請求については、関係する当事者は、コンソーシアム協定に規定されているこれらの違反手続およびベルギー法の両者に従わなくてはならない。</p>
<p>「必要とされている」</p> <p>とは、以下を意味する。</p>	<p>当事者は、アクセス権が「必要とされている」場合にアクセス権を有し、本規定は、この条件をより正確にかつより扱いやすくすることを意図している。</p>

<p>本プロジェクトの実施については： アクセス権は、当該アクセス権が付与されなければ、受領当事者に割り当てられたタスクの実行が不可能となり、大幅に遅滞し、または多額の追加的財務上のもしくは人的資源を必要とする場合、必要とされている。</p> <p>自己の成果の利用については： アクセス権は、当該アクセス権が付与されなければ、自己の成果の利用が技術的または法的に不可能である場合、必要とされている。</p>	<p>本規定は、本プロジェクトにおける業務を可能な限り簡素化するために、「本プロジェクトに必要とされている」アクセスを極めて開かれたものとしている。</p> <p>本規定は、「利用に必要とされている」アクセスについては、当事者は、他の当事者が当該当事者に別のオプションが存在しない場合にのみ自己の IPR に対するアクセスを請求することができることを合理的に確信したいことから、より厳格である。</p> <p>要求する当事者は、アクセス権を必要としていることを証明しなければならない。</p>
<p>「ソフトウェア」</p> <p>ソフトウェアとは、コンピュータにより実行可能な形式でありまたは実行可能な形式に変換可能な表現の有形媒体に固定されたプロセスを実行するための一連の指示を意味する。</p>	<p>ソフトウェアに特定の規定が必要なので、本コンソーシアム協定第 9.8 項および [IPR SC モジュール] のソフトウェアについての特別規定を参照。</p>
<p>第 2 項：目的</p>	
<p>本コンソーシアム協定の目的は、本プロジェクトに関して、全当事者間の関係を、特に全当事者間での業務の組織、本プロジェクトの管理、ならびになかなくアクセス権および紛争解決等に関する全当事者の権利および義務に関して、特定することである。</p>	<p>MGA 原則および本規則に従って下さい。</p>
<p>第 3 項：発効、存続期間および終了</p>	
<p>3.1 発効</p> <p>ある主体は、適正に授権された代表者による本コンソーシアム協定の署名時に本コンソーシアム協定の当事者になる。</p> <p>本コンソーシアム協定は、本コンソーシアム協定の冒頭に規定されている発効日から効力を有する。</p> <p>組織は、自己およびコーディネーターによる加入書面（別紙 2）の署名時に本コンソーシアム協定の当事者になる。</p>	<p>各当事者は、自己のために書面に署名した時に本コンソーシアム協定にコミットする。</p> <p>それでも発効日は、書面に署名した全当事者について同一である。</p> <p>ワークプログラムにコンソーシアム協定が不要であると規定されていない限り、参加機関は書面によるコンソーシアム協定を有さなければならない。</p> <p>助成合意書に署名する前にコンソーシアム協定に署名することが強く推奨される。</p>

	<p>新当事者を認めるための規則および手続は、以下に規定されている： 総会決定（第 6.3.1.2 項）および執行委員会決定（第 6.3.2.3 項）参照）。</p> <p>モデル加入書面が、本コンソーシアム協定別紙 2 に添付されている。</p>
<p>3.2 存続期間および終了</p>	
<p>本コンソーシアム協定は、本助成合意書および本コンソーシアム協定に基づき全当事者が引き受けたすべての義務が完全に果たされるまで完全な効力および効果を有し続ける。ただし、本コンソーシアム協定または本コンソーシアム協定に対する単一または複数の当事者の参加は、本コンソーシアム協定の規定に基づき終了させることができる。</p> <p>本助成合意書が、 —資金提供当局もしくはいずれかの当事者により署名されず、もしくは —解除された場合、 または本助成合意書に対するいずれかの当事者の参加が終了された場合、 本コンソーシアム協定は、影響を受けた当事者に関して自動的に終了するが、ただし本コンソーシアム協定第 3.3 項に基づき期間満了または終了後も存続する規定は存続する。</p>	<p>MGA または単一または複数の当事者の参加の終了について規定している MGA 第 50 条を認識すること。</p> <p>終了は、プロジェクトの通常の終了またはプロジェクトの実施期間中の期限前終了の場合に生じ得る。また、プロジェクト全体または単一または複数の当事者の参加のいずれかを終了させることも可能である。終了の発案は、資金提供当局またはコンソーシアムが行うことができる。</p> <p>助成合意書とコンソーシアム協定の規定は相互連携しているので、本規定では、プロジェクト提案の却下および助成合意書の終了の場合のコンソーシアム協定の自動的終了も規定されている。</p>
<p>3.3 権利および義務の存続</p>	
<p>アクセス権および秘密保持に関する規定は、本コンソーシアム協定の期間満了または終了後も当該規定において言及されている期間存続し、責任、適用法、および紛争解決に関する規定も、本コンソーシアム協定の期間満了または終了後も存続する。終了は、総会およびコンソーシアムから脱退する当事者間で別段合意されない限り、終了日前に生じた脱退当事者の権利または義務に影響しない。これには、参加期間中のすべてのアウトプット、成果物および書面を提供する義務が含まれる。</p>	<p>これらの規定の中には、存続期間または使用期限が限定されているものもあり、限定されていないものもあることに留意すること。</p> <p>終了は、脱退当事者の従前の義務に影響しない。本規定には、記憶しておくべき最重要問題のみが言及されている。</p> <p>投票規則および拒否権に関する第 6.2.3 項および第 6.2.4 項を参照。[GOV SP：第 6.3.3 項および第 6.3.4 項]</p> <p>総会が第 4.2 項に基づき違反当事者であると宣言した当事者は、違反宣言後のコンソーシアム機関の意思決定において議決権を行使できず、参加できない。</p>

第4項：当事者の責任	具体的な責任が、コンソーシアム協定のその他の規定に詳細に記載されている。MGA、特にその第41条に規定されている各当事者の義務に留意することが特に重要である。
4.1 一般原則	
各当事者は、本プロジェクトの効率的な実施に参加し、それぞれに合理的に要求される場所により、ベルギー法に規定されている誠実な方法により、本助成合意書および本コンソーシアム協定に基づくその義務のすべてについて、速やかに適時に協力し、履行し、果たすことを約束する。	ベルギー法を含む大半の大陸民事法制度の基本原則の1つは、契約書面の解釈および契約の実施の両者に適用される「誠実」の原則である。当該原則および民事法制度のその他の特徴のため、多数の項目について、アングロサクソン法制度のようにすべての詳細を明示的に規定する必要がないことから、本コンソーシアム協定をこのように短くすることが可能であった。
各当事者は、本プロジェクトの管理体制に従って、本プロジェクトに影響を与える可能性の高い重要な情報、事実、問題または遅滞を速やかに通知することを約束する。	本コンソーシアム協定第11.3項では、異なる形式の通知が規定されている。
各当事者は、それぞれのタスクを実行するためにコンソーシアム機関またはコーディネーターが合理的に要求したすべての情報を速やかに提供する。	
各当事者は、それぞれが他の当事者に提供する情報または資料が正確であるようにするための合理的な措置を取る。	
4.2 違反	
責任を有するコンソーシアム機関が、ある当事者が本コンソーシアム協定または本助成合意書に基づくその義務に違反していること（例えば：プロジェクトの不適正な実施）を特定した場合、コーディネーター、またはコーディネーターがその義務に違反している場合には総会が指名した当事者は、当該違反が30暦日以内に是正されることを要求した正式な通知を当該特定された当事者に送付する。 当該違反が重大であり、当該期間内に是正されずまたは是正不可能な場合、総会は、当該当事者を違反当事者と宣言し、当該当事者の参加の終了を含めることができる当該宣言の帰結について決定することができる。	管理体制、コンソーシアム組織第6項参照。責任を有するコンソーシアム機関は、各プロジェクトの具体的な構造によって異なる。 違反が生じた場合、コンソーシアム機関は、当該当事者を違反当事者と宣言する。正式通知については第11.3項参照。 違反当事者であることを宣言するには、違反が「重大」であることが必要である。当事者がその義務に違反しているが、「重大な」違反ではない場合、コンソーシアムは、次のコンソーシアム計画の一部としてのタスクの再割当により対処することができる。
4.3 第三者の関与	
下請契約を締結しまたはその他の方法により本プロジェクトに第三者（関連組織を含むがそれらに限定されない）を関与させた当事者	第三者とは、本コンソーシアム協定の署名者でない組織を意味する。下請は、MGA第13条に規定されている。

<p>は、本プロジェクトの自己に関連する部分の実行ならびに本コンソーシアム協定および本助成合意書の規定の当該第三者による遵守について責任を有し続ける。当該当事者は、第三者の関与が、本コンソーシアム協定および本助成合意書に基づくその他の当事者の権利および義務に影響を与えないようにしなければならない。</p>	<p>第三者を関与させる当事者は、背景的情報およびフォアグラウンド情報に関するその他の当事者のアクセス権に影響が及ばないようにしなければならない。</p> <p>その場合の当事者はまた、欧州委員会、欧州会計監査院（ECA）および欧州不正対策局（OLAF）が第三者に対しても MGA 第 22 条および第 23 条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。</p> <p>関連組織は、具体的なタスクに関して「提携第三者」として助成合意書において予定されている場合にのみ、プロジェクト内の具体的なタスクの実施に関与することができる。 MGA 第 14 条参照。</p> <p>注意—MGA 別紙 3a（提携第三者の連帯責任に関する宣言）が提携第三者により署名された場合、同等の宣言様式に提携第三者が署名するようにすることを推奨する。</p>
<p>第 5 項：互いに対する責任</p>	<p>資金提供当局に対する責任は、助成合意書に規定されているので、本コンソーシアム協定の一部ではない。</p>
<p>5.1 無保証</p> <p>本プロジェクトに基づきある当事者から別の当事者に提供された情報または資料（成果および背景的事項を含む）に関しては、充分性、目的適合性、または第三者の財産権の非侵害に関して、いかなる種類の保証も表明も行われていなく、与えられていなく、黙示的に含まれない。</p> <p>従って、</p> <ul style="list-style-type: none"> —受領当事者は、あらゆる場合において、当該情報および資料を自己が挿入したものの使用についての全ての単独の責任を負い、 —アクセス権を付与するいずれの当事者も、その他の当事者（またはその関連組織）がそのアクセス権を行使した結果として生じる第三者の財産権の侵害について責任を負わない。 	<p>本基本規定には、特にある当事者から別の当事者に納入されたアウトプット（成果および背景的事項を含む）に関する責任の限定のための基礎が規定されている。</p> <p>アウトプットが納入された場合、受領当事者は、それが挿入されるものの使用および生じ得る IPR 侵害についての責任を負う。</p> <p>全当事者がアウトプットを納入する当事者の責任を重くする必要があると考える場合、当該追加的責任を課すためには、明確に規定し、極めて慎重に検討しなければならない。</p> <p>ただし、提供する当事者は、依然として、あり得る制限をその他の当事者に通知しなければならないことに留意が必要である。MGA 第 25 条参照。</p>

	<p>疑いを避けるために：言うまでもなく、知りながらの侵害は、本規定により認められるものでない。</p>
<p>5.2 契約責任の制限</p> <p>いずれの当事者も、利益、収入、または契約の喪失を含むがそれらに制限されない間接的もしくは結果損失、または類似の損害について、当該損害が故意による行為または秘密保持義務違反により生じたのでないことを条件に、その他の当事者に対して責任を負わない。</p> <p>一当事者のその他の全当事者に対する責任総額は、当該損害が故意による行為または重過失により生じたのでないことを条件に、挿入：本助成合意書別紙 2 に規定されている当該当事者の本プロジェクト総費用負担分相当額またはその倍額に制限される。</p> <p>本コンソーシアム協定の規定は、当事者の法定責任を変更または制限するものと解釈されない。</p>	<p>契約責任の基本的制限が、本規定に記載されている。</p> <p>全当事者は、責任制限として規定する金額を選択することができる。通常はプロジェクト負担分の相当額またはその倍額のいずれかであるが、全当事者が異なる金額にすることを決定した場合、異なる金額とすることも可能である。</p> <p>ベルギー法の基本的規則、および大半のヨーロッパの制定法では、故意の契約違反に関する責任は制限できない旨が規定されている。重過失の場合にも損害を制限することは可能である場合があるが、ベルギー法に関しては、裁判所によっては重過失は故意とみなされる可能性があるため当該制限は無効であるとみなされる可能性があるため、当該制限およびその帰結は、慎重に検討されなければならない。当事者は、そのような責任制限は、契約責任の制限のみを対象とすることに留意すべきである。制定法において強行法定責任が規定されている場合、そのような法定責任によっては、本規定は無効とされない。ただし、ベルギー法上は、ある者は、契約法または制定法上の強行規定（例えば、不法行為法）のいずれかに基づき責任を負う可能性があるが、同時に両者に基づいては負わない。従って、契約が存在し、契約に関して損害につながる作為または不作為が行われた場合、当事者は契約に基づいてのみ責任を負う。従って、契約に基づく責任が適用される場合には法定責任は適用されないため、「本コンソーシアム協定の規定は、当事者の法定責任を変更または制限するものと解釈されない」という文章は、明確化する性質の規定ではない。</p> <p>全当事者が、一定の場合に関してそれぞれの責任を重くしたいと考える可能性がある。そ</p>

	<p>のようなことは、必ずそれぞれの場合に検討されなければならない。重くすることが決定された場合、コンソーシアム協定に極めて明確に規定され、定義されなければならない。この関連で検討すべき問題は、例えば、当事者の保険対象範囲または納入された秘密情報に関する特定の責任に関係する可能性がある。ただし、当事者は、常に、例えば秘密情報の一定の特定の納入についての 2 当事者契約を締結できることを念頭に置いておくべきである。また、基本的規則では、アクセス権を付与する当事者は、別の詳細な契約を締結することを要求することができるので、当該付与に関連する責任の加重はすべて当該別の契約において扱われるべきである。</p> <p>プロジェクト内で資料を交換する場合、別の資料譲渡契約の必要性を検討し、コンソーシアム協定に以下の規定を追加することを検討して下さい：</p> <p>本プロジェクトの履行のために当事者間で資料を譲渡する場合、当該当事者は、DESCA ウェブサイト（DESCA 第 1 版別紙 1 の中の DESCА アーカイブに含まれている www.DESCA-2020.eu）に掲載されている資料譲渡契約のモデルに基づく契約を締結するものとし、責任に関する特定の条件を含むように当該契約モデルを変更することができる。</p> <p>秘密保持：第 10 項参照。秘密保持義務違反の場合、損害はほぼ常に間接的である。</p>
<p>5.3 第三者に生じた損害</p> <p>各当事者は、本コンソーシアム協定に基づくその義務の自己によるもしくは自己の代わりの者による履行から生じ、または成果もしくは背景的情報の自己による使用から生じた第三者に対する損失、損害または権利侵害について、単独で責任を負う。</p>	<p>コンソーシアム協定では、責任は当事者間でのみ制限することができる。当該責任は、本コンソーシアム協定の当事者でない第三者に対する直接的影響を有しない。本項には、最終的な責任は、自己による履行またはフォアフロント情報または背景的事情の使用により損害を生じさせた当事者に残ることが規定されている。</p> <p>「提携第三者」（MGA 第 14 条）に対する損害が関係する場合には、第 4.3 項の説明を参照して下さい。</p>
<p>5.4 不可抗力</p>	

<p>いずれの当事者も、不可抗力により本コンソーシアム協定に基づくその義務の履行を妨げられた場合、本コンソーシアム協定の違反とみなされない。</p> <p>各当事者は、不当な遅滞なく、権限を有するコンソーシアム機関に不可抗力を通知する。本プロジェクトに対する不可抗力の影響が当該通知後 6 週間以内に解消されない場合でタスクの移転が行われる場合には、当該移転は権限を有するコンソーシアム機関により決定される。</p>	<p>MGA 第 51 条参照。 可能な通知形式については、本コンソーシアム協定第 11.3 項参照。</p>
<p>第 6 項：管理体制</p>	
<p>[GOV LP モジュール]</p>	<p>本管理体制は、大中プロジェクト専用である。 コンソーシアムは、簡素な管理体制のための小プロジェクトを選択することができる。— [GOV SP モジュール] 参照</p>
<p>大中プロジェクトのための管理体制</p>	
<p>6.1 一般体制</p>	
<p>コンソーシアムの組織体制は、以下のコンソーシアム機関により構成される：</p> <p>コンソーシアムの最終的な意思決定機関としての総会。</p> <p>総会に報告し、総会に対して責任を負う本プロジェクトの実行についての監督機関である執行委員会。</p> <p>コーディネーターは、全当事者および資金提供当局との間の仲介人として行為する法人である。コーディネーターはまた、当事者としてのその責任に加えて、本助成合意書および本コンソーシアム協定に規定されているコーディネーターに割り当てられたタスクを履行する。</p> <p>[オプション：管理支援チームは、執行委員会およびコーディネーターを支援する。]</p>	
<p>6.2 すべてのコンソーシアム機関のための一般的運営手続</p>	
<p>6.2.1 会議での代表</p>	
<p>コンソーシアム機関の構成員である当事者（以下、「メンバー」という）は：</p>	<p>メンバーとは、特定のコンソーシアム機関内の当事者のことである。</p>

<p>当該コンソーシアム機関の会議において代表されなければならない、会議に出席し、投票を行う代行者または代理人を指名することができ、会議に協力的な方法で参加する。</p>		<p>言うまでもなく、各当事者は、個人を通して行為する。</p>
<p>6.2.2 会議の準備および開催</p>		
<p>6.2.2.1 会議の招集： コンソーシアム機関の議長は、当該コンソーシアム機関の会議を招集する。</p>		
	<p>通常会議</p>	<p>特別会議</p>
<p>総会</p>	<p>最低年 1 回</p>	<p>執行委員会または総会の 1/3 のメンバーからの書面による請求に基づきいかなる時点においても</p>
<p>執行委員会</p>	<p>最低四半期 毎</p>	<p>執行委員会のいずれかのメンバーからの書面による請求に基づきいかなる時点においても</p>
<p>6.2.2.2 会議の通知： コンソーシアム機関の議長は、可能な限り早急に、かつ以下に規定されている会議前最低日数までに、当該コンソーシアム機関の各メンバーに対して書面で会議について通知する。</p>		
	<p>通常会議</p>	<p>特別会議</p>
<p>総会</p>	<p>45 暦日</p>	<p>15 暦日</p>
<p>執行委員会</p>	<p>14 暦日</p>	<p>7 暦日</p>
<p>6.2.2.3 協議事項の送付： コンソーシアム機関の議長は、書面（原本）による協議事項を作成し、以下に規定されている会議前最低日数までに、当該コンソーシアム機関の各メンバーに対して送付する。</p>		
<p>総会</p>	<p>21 暦日、特別会議については 10 暦日</p>	

執行委員会	7 暦日	
<p>6.2.2.4 協議事項項目の追加： コンソーシアム機関のメンバーによる決定を必要とする協議事項項目は、協議事項においてそのようなものとして特定されなければならない。いずれのコンソーシアム機関のメンバーも、以下に規定されている会議前最低日数までに当該コンソーシアム機関のその他の全メンバーに対する書面により通知することにより当初の協議事項に項目を追加することができる。</p>		
総会	14 暦日、特別会議 については 7 暦日	
執行委員会	2 暦日	
<p>6.2.2.5 会議中、出席しているまたは代表されているコンソーシアム機関のメンバーは、全会一致で当初の協議事項に新項目を追加することができる。</p>		<p>最終的には決定を必要とする新課題が生じた場合、良き慣行は、会議中に当該課題について決定するよりも、当該課題について決定するための新しい会議または書面手続を設けることである。</p>
<p>6.2.2.6 決定は、コーディネーターが書面をコンソーシアム機関のメンバー全員に回付し、当該書面がコンソーシアム機関のメンバー全員の定義された過半数（第 6.2.3 項参照）により合意された場合、会議を開催せずに行うことができる。当該書面には、返答期限が記載される。</p> <p>6.2.2.7 各コンソーシアム機関の会議は、テレビ会議またはその他の電気通信手段によっても開催することができる。</p> <p>6.2.2.8 決定は、議事録の該当部分が第 6.2.5 項に従って承諾された後にのみ拘束力を有する。</p>		
<p>6.2.3 投票規則および定足数</p>		
<p>6.2.3.1 各コンソーシアム機関は、そのメンバーの 3 分の 2 (2/3) が出席または代表されて（定足数）いない限り、有効に討議および決定を行うことができない。</p> <p>定足数が満たされない場合、コンソーシアム機関の議長は、15 暦日以内に別の通常会議を招集する。当該会議において定足数が満たされない場合、議長は、定足数未満のメンバー</p>		

<p>が出席または代表されている場合でも決定を行う権利を有する特別会議を招集する。</p> <p>6.2.3.2 会議に出席または代表されているコンソーシアム機関の各メンバーは、1 議決権を有する。</p> <p>6.2.3.3 違反当事者は、議決権を有しない。</p> <p>6.2.3.4 決定は、行使された議決権の 3 分の 2 (2/3) の多数決により採択される。</p>	<p>総会が第 4.2 項に基づき違反当事者であると宣言した当事者は、違反宣言後のコンソーシアム機関の意思決定において議決権を行使できず、参加できない。</p>
<p>6.2.4 拒否権</p>	
<p>6.2.4.1 自己の業務、履行時間、費用、債務、知的財産権、またはその他の正当な利益がコンソーシアム機関の決定により重大な影響を与えられることを証明できるメンバーは、対応する決定または決定の関連部分について拒否権を行使することができる。</p> <p>6.2.4.2 決定が当初の協議事項において予定されていた場合、メンバーは、会議中にのみ当該決定について拒否権を行使することができる。</p> <p>6.2.4.3 会議前または会議中に協議事項に追加された新項目に関して決定が採択された場合、メンバーは、会議中および会議の議事録案が送付されてから 15 暦日以内に当該決定に対して拒否権を行使することができる。</p>	
<p>6.2.4.4 拒否権が行使された場合、関連するコンソーシアム機関のメンバーは、すべてのメンバーの見解の一致が得られるように、当該拒否を生じさせた事項を解決するためのあらゆる努力を行う。</p> <p>6.2.4.5 当事者は、自己の違反当事者としての特定に関する決定に対して拒否権を行使することはできない。違反当事者は、コンソーシアムに対する自己の参加および終了またはそれらの帰結に関する決定に対して拒否権を行使することはできない。</p> <p>6.2.4.6 コンソーシアムを脱退することを要求する当事者は、そのことに関する決定に対して拒否権を行使することはできない。</p>	<p>違反当事者であると主張される当事者は、議決権を行使することができるが、その拒否権を行使することはできない。</p>

<p>6.2.5 会議議事録</p>	
<p>6.2.5.1 コンソーシアム機関の議長は、採択されたすべての決定に関する正式の記録である各会議についての書面による議事録を作成する。議長は、会議後 10 暦日以内にすべてのメンバーに対して議事録案を送付する。</p> <p>6.2.5.2 議事録は、送付後 15 暦日以内にいずれのメンバーからも議事録案の正確性に関する書面による異議が議長に対して送付されない場合、承認されたとみなされる。</p> <p>6.2.5.3 議長は、承認された議事録をコンソーシアム機関の全メンバーおよびコーディネーターに送付し、コーディネーターは当該議事録を保管する。 コーディネーターは、要求された場合、真正な副本を当事者に提供する。</p>	
<p>6.3 コンソーシアム機関についての具体的な運営手続</p>	
<p>6.3.1 総会</p>	
<p>第 6.2 項に規定されている規則に加えて、以下の規則が適用される。</p>	
<p>6.3.1.1 メンバー</p>	
<p>6.3.1.1.1 総会は、各当事者について 1 名ずつの代表者(以下、総会メンバー)により構成される。</p> <p>6.3.1.1.2 各総会メンバーは、本コンソーシアム協定第 6.3.1.2 項に列記されているすべての事項について討議、交渉および決定するために適正に授権されているとみなされる。</p> <p>6.3.1.1.3 コーディネーターは、総会会議で別段決定されない限り、すべての会議の議長となる。</p> <p>6.3.1.1.4 全当事者は、総会の決定すべてを遵守することに合意する。 本規定は、当事者が第 11.8 項に規定されている紛争解決規定に従って決議に対する異議を提出することを妨げない。</p>	<p>当事者は、会議に出席し行為する者が採択される決定について必要な権限を有するかまたは権限ある役員から権限を委譲されていることをあらかじめ確保しておかなくてはならない。決議事項がマークされた協議事項が会議前に配布されているので、必要な内部承認はすべて、事前に取得することができる。</p> <p>ただし、会議に出席する者がその機関または会社を代表して提案されている決定を行うことを当該機関または会社により授権されていない場合、メンバーは、その出席者が、その機関または会社のために授権された代表者に当該決定に関する情報を適正に伝えるようにする。</p>
<p>6.3.1.2 決定</p>	
<p>総会は、自由に、その発案により提案を作成し、本協定に規定されている手続に従って決</p>	

<p>定を行う。更に、執行委員会により行われた提案すべてが、総会により検討および決定される。</p>	
<p>以下の決定が、総会により行われる。</p> <p>内容、資金調達、および知的財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> —資金提供当局により合意される本助成合意書別紙 1 および 2 の変更案 —コンソーシアム計画の変更 —別紙 1 の変更（含まれる背景的情報） —別紙 3 への追加（第 8.2.2 項に基づく簡素化譲渡についての第三者リスト） —別紙 4 への追加（特定された関連組織） <p>コンソーシアムの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> —新当事者のコンソーシアムへの加入、および当該新当事者の加入条件に関する合意の承認 —コンソーシアムからの当事者の脱退、および脱退条件に関する合意の承認 —当事者による本コンソーシアム協定または本助成合意書に基づくその義務の違反の特定 —当事者が違反当事者である旨の宣言 —違反当事者により履行されるべきことに対する救済策 —コンソーシアムに対する違反当事者の参加の終了、およびそのことに関連する措置 —コーディネーターの変更についての資金提供当局への提案 —本プロジェクトの全体または一部の中止についての資金提供当局への提案 —本プロジェクトおよびコンソーシアム協定の終了についての資金提供当局への提案 <p>指名</p> <p>本助成合意書に基づき、必要な場合の以下の者の指名：</p> <ul style="list-style-type: none"> —執行委員会メンバー 	<p>違反の特定は、当事者を違反当事者として宣言する前の第 4.2 項に規定されている手続に基づく第一歩である。</p>
<p>6.3.2 執行委員会</p>	
<p>第 6.2 項に規定されている規則に加えて、以下の規則が適用される。</p>	

<p>6.3.2.1 メンバー</p>	
<p>執行委員会は、コーディネーターおよび総会により指名される当事者(以下、執行メンバー)により構成される。</p> <p>コーディネーターは、3分の2の多数決で別段決定されない限り、執行委員会のすべての会議の議長となる。</p>	<p>第 6.2.3.3 項に基づく多数決</p>
<p>6.3.2.2 会議議事録</p>	
<p>執行委員会の会議議事録は、承認後、コーディネーターにより情報として総会メンバーに送付される。</p>	
<p>6.3.2.3 任務</p>	
<p>6.3.2.3.1 執行委員会は、第 6.3.1.2 項に従って総会の会議を準備し、決定を提案し、協議事項を作成する。</p>	
<p>6.3.2.3.2 執行委員会は、当事者の意見の全員一致を目指す。</p>	
<p>6.3.2.3.3 執行委員会は、総会の決定の適正な実行および実施について責任を負う。</p>	
<p>6.3.2.3.4 執行委員会は、本プロジェクトの実効的かつ効率的な実施を監視する。</p>	
<p>6.3.2.3.5 更に、執行委員会は、本プロジェクトの進行に関して少なくとも 6 か月毎に情報を収集し、本プロジェクトがコンソーシアム計画を遵守しているかを評価するために当該情報を検討し、必要な場合、総会に対してコンソーシアム計画の変更を提案する。</p>	
<p>6.3.2.3.6 執行委員会は、</p> <p>—コーディネーターからの提案に基づき、管理支援チームのメンバーについて同意する。</p> <p>—資金提供当局との会議の準備ならびに関連するデータおよび成果物の準備についてコーディネーターを支援する。</p> <p>—本助成合意書第 29 条の手續に関連するコンソーシアムによるまたは資金提供当局が提案する記者発表および共同公表の内容および時期について準備する。</p>	<p>箇条書きの最初のオプションは、管理支援チームの役割および任務を規定しているオプションとしての第 6.5 項に関連する。</p>
<p>6.3.2.3.7 総会の決定の結果として任務が廃止された場合、執行委員会は、関係する当事者の任務および予算を再設定する方法に関して総会に進言する。当該再設定には、決定前に行われた適法な誓約が考慮されるものとし、当該誓約は取り消すことができない。</p>	

<p>6.4 コーディネーター</p>	
<p>6.4.1 コーディネーターは、全当事者および資金提供当局間の仲介人となり、本助成合意書および本コンソーシアム協定に規定されているようにコーディネーターに割り当てられたすべてのタスクを履行する。</p> <p>6.4.2 特に、コーディネーターは、以下についての責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> —全当事者によるそれぞれの義務の遵守を監視する。 —メンバーおよびその他の連絡相手方の住所が最新であり利用可能なものであるように維持する。 —報告、その他の成果物（財務諸表および関連する証明書を含む）、および特定の要求された書面を収集し、整合性を検証するために検討し、資金提供当局に提出する。 —本プロジェクトに関連する書面および情報をその他の関連する当事者に送付する。 —資金提供当局による資金供与を管理し、第7.3項に規定されている財務タスクを履行する。 —要求に基づき、当事者が請求を行うためにコーディネーターのみが保有する書面の正式な写しまたは原本が必要である場合に、当該写しまたは原本を当該当事者に提供する。 <p>単一または複数の当事者がプロジェクト成果物の提出を遅滞している場合、コーディネーターは、それにもかかわらず、その他の当事者から提出されているプロジェクト成果物および本助成合意書により要求されるその他すべての書面を資金提供当局に提出することができる。</p>	<p>特定の要求される書面は、例えば、倫理的および安全問題を生じ、もしくはヒトの胚もしくはヒト胚性幹細胞が関係する活動、二重用途、または危険物および危険物質に関連する可能性がある。助成合意書第4章第4節（当事者の権利および義務）参照。</p> <p>コーディネーターは、助成合意書第41.2条に従って調整任務の一部を委譲または下請に出すことができる。</p>
<p>6.4.3 コーディネーターがその調整タスクを履行しない場合、総会は、コーディネーターの変更を資金提供当局に提案することができる。</p>	
<p>6.4.4 コーディネーターは、本助成合意書および本コンソーシアム協定に明示的に別段規定されていない限り、その他の当事者の代わ</p>	<p>例えば： —本コンソーシアム協定第3.1項に基づき責任を有するコンソーシアム機関が行った決定に対する対応として新当事者と助成合意書別</p>

<p>りに行為し、または法定拘束力のある宣言を行う権利を有しない。</p> <p>6.4.5 コーディネーターは、本コンソーシアム協定および本助成合意書において特定されているタスクを超えてその役割を拡大しない。</p>	<p>紙 3 (加入様式) および本コンソーシアム協定別紙 2 (加入書面) に副署する。または一第 6.6 項に従って外部専門家諮問委員会の各メンバーとの秘密保持契約に署名する。</p>
<p>[オプション : 6.5 管理支援チーム (本助成合意書において予定され、またはその他コンソーシアムが決定した場合のオプションとして)]</p>	
<p>管理支援チームは、コーディネーターにより提案される。管理支援チームは、執行委員会により指名され、総会の決定および本プロジェクトの日常の管理の実行について執行委員会およびコーディネーターの業務を支援および促進する。]</p>	
<p>[オプション : 6.6 外部専門家諮問委員会 (EEAB)]</p>	
<p>(本助成合意書において予定され、またはその他コンソーシアムが決定した場合のオプションとして)</p> <p>外部専門家諮問委員会 (EEAB) が、執行委員会により指名され、指示が出される。EEAB は、総会が行った決定を支援および促進する。コーディネーターは、EEAB の指名後 30 暦日または秘密情報が交換される時のいずれか早い日より前に、本コンソーシアム協定に規定されている秘密保持合意と同等以上に厳格な秘密保持契約を EEAB の各メンバーと締結することを授權されている。コーディネーターは、EEAB 会議の議事録を作成し、EEAB の提案を実施する準備を行う。EEAB メンバーは、招待された場合には総会会議に参加することを認められるが、議決権を有しない。]</p>	
<p>第 7 項 : 財務規定</p>	
<p>7.1 一般原則</p>	
<p>7.1.1 供与資金の分配</p>	
<p>資金提供当局による本プロジェクトに対する供与資金は、以下に従ってコーディネーターにより分配される。 —コンソーシアム計画</p>	<p>助成合意書第 4.2 条に従って、参加機関は、異なる活動間およびそれぞれの間で予算を移動することができる。</p>

<p>—資金提供当局による報告の承認、および— —第 7.3 項に規定されている支払規定。</p> <p>当事者は、コンソーシアム計画に従って実施されたそれぞれのタスクについてのみ資金の提供を受ける。</p>	<p>従って、Horizon 2020 では、コンソーシアム計画に従ってタスクおよび予算を再分配するのはコンソーシアムの権限内である。</p> <p>再予算化手続を含むコンソーシアム計画の更新は、以下のサイクルで特徴付けられる。</p> <p>コンソーシアム計画についての決定（助成合意書別紙 1 および 2 を出発点として）</p> <p>コンソーシアム計画の実施</p> <p>実施活動の報告</p> <p>資金提供当局による報告/成果物の承認</p> <p>次のコンソーシアム計画の現実化および再計画</p> <p>総会により提案された本コンソーシアム計画についての決定</p> <p>再予算化を含むコンソーシアム計画の現実化の次の管理サイクル。</p> <p>その結果、別紙 1 に規定されているアクションおよび別紙 2 に規定されている予算の記載は、再計画後に更新されなければならない。</p> <p>定義規定の「コンソーシアム計画」の説明も参照。</p>
<p>7.1.2 費用の正当化</p>	
<p>各当事者は、それぞれの通常の会計および管理原則および実務に従って、資金提供当局に対して本プロジェクトに関するそれぞれの費用を正当化する単独の責任を負う。コーディネーターも、その他のいずれの当事者も、いかなる態様にも、資金提供当局に対する費用の当該正当化について責任を負わない。</p>	<p>この会計システムは、助成合意書に規定されているように、資金提供当局、コンソーシアムまたはいずれかの当事者から影響されることはできない。</p> <p>経験的に、このことは良く理解されていないことが多く、その結果、問題を生じることがある。本コンソーシアム協定の一部とすることにより、この原則が維持されるようにする。</p>
<p>7.1.3 資金提供原則</p>	
<p>コンソーシアム計画に規定されている予算の自己の割当分を使い切っておらず、または単位費用による補償の場合—コンソーシアム計画において予定されている単位を実施しきっていない当事者でも、その実際の適正に正当化された適格費用についてのみ資金の提供を受ける。</p> <p>コンソーシアム計画に規定されている予算の自己の割当分を超えて消費する当事者は、当該割当部の超えない金額を上限として、適正に正当化された適格費用についてのみ資金の提供を受ける。</p>	<p>助成合意書では、当事者間でタスクおよび/または金銭を移転する可能性が明示的にコンソーシアムに与えられている。</p> <p>これは、実際の別紙 1 とは異なることができるコンソーシアム計画が存在する理由の 1 つである。</p> <p>[説明については、第 7.1.1 項および第 1.2 項も参照]</p> <p>本項により、当事者は、コンソーシアム計画に規定されている予算により認められている範囲を超えて消費することができないようにされている。</p>

	<p>当事者が超過して消費した場合、当該当事者は補足を求めることができる。当該要求は、総会により取り扱われる（第 6.3.1.2 項 [GOV LP] / 第 6.3.6 項 [GOV SP] 参照）。</p> <p>コンソーシアム計画が別紙 1 から乖離していない場合、本規定は、助成合意書の標準規定に逆戻りし、同一の効果となる。</p> <p>当事者は、請求する総適格費用がプロジェクトの最後に未消費の EU 資金の再割当を可能とするようなものである場合、総会において決定されるところにより、追加的資金供与を受けることができる。</p>
<p>7.1.4 当事者の参加の終了の財務上の帰結</p>	
<p>コンソーシアムから脱退する当事者は、資金提供当局または別の出資者により認められた資金額を除き、受領した全支払を返金する。更に、違反当事者は、本コンソーシアム協定第 5.2 項に規定において特定されている制限内で、他の当事者がそれぞれの任務を履行するために負担した合理的で正当化可能な追加的費用を負担する。</p>	
<p>7.2 予算化</p>	
<p>コンソーシアム計画に規定されている予算は、それぞれの当事者の通常の会計および管理原則および実務に従って評価される。</p>	<p>プロジェクト終了後にコンソーシアムに支払われる金額は資金供与上限の 15% のみに限定されることを考慮して、上記の管理上の問題のために、プロジェクトを実施するために必要なすべての資源は実効的に定期的に（再）予算化する必要がある。</p> <p>（再）予算化過程の結果、更新したコンソーシアム計画が発行される。</p> <p>コンソーシアムは、プロジェクト内の異なる資金供与形式（適格費用、一括金、固定率、および単位費用尺度）に対して適切に調整を行う必要性に直面する可能性がある。様々なスキームが、資金提供当局により課されおよび/またはコンソーシアムの要求により実施されることができる。</p> <p>その結果、それらは関連する任務についての予算および支払スキームに反映される。</p> <p>非営利組織により調整され、従って 70% の基金供与率しか受領しないイノベーションアクションについては、誰が管理および普及費用</p>

	<p>の主要割合を負担するののかについて追加的な合意を行うべきかに関してコンソーシアム内で議論することができる。</p>
<p>7.3 支払</p>	
<p>7.3.1 当事者に対する支払は、コーディネーターの独占的任務である。</p> <p>特に、コーディネーターは、</p> <p>— 関連当事者に対して、その銀行口座への送金日および送金額の構成を、関連参照情報を示して速やかに通知する。</p> <p>— 適正に資金を管理し、財務会計を維持することについてのその任務を勤勉に履行する。</p> <p>— コーディネーターが公共団体であり、または制定法によりそのようにする権利を有さない場合を除き、業界からの本プロジェクトに対する出資を、その通常の事業会計ならびに固有の資産および財産から分けて維持することを約束する。</p> <p>— 本助成合意書第 21.2 条および第 21.3.2 条については、いずれの当事者も、本プロジェクト終了前に、助成金上限の自己の割当分よりも多額の金額を受領せず、当該金額からは保証基金および最終支払のために資金提供当局により保持される金額が控除される。</p>	<p>定期報告の承認後、中間支払が続き、承認された適格費用および対応する補償率に基づき計算される。中間支払として支払われた金額は、承認された EU 出資に対応する。助成合意書第 21.2 条および第 21.3.2 条については、中間支払+事前融資の総額は、各参加金の EU 出資上限の 90%に制限される。</p> <p>助成合意書に基づき、プロジェクト終了とは、差額支払が資金提供当局により行われた日を意味する。差額支払は通常、最終報告受領後 90 日以内に行われる。</p>
<p>7.3.2 当事者に対する事前融資および中間支払の移転が記載される支払日程は、以下に従って取り扱われる。</p>	<p>この日程は、単に第 7.1.1 項に規定されている金銭分配が履行されるべき方法を詳細に規定しただけのものである。</p>
<p>— [オプション 1:]</p> <p>—</p> <p>— コンソーシアム計画に記載されている費用についての資金供与は、以下において合意されているように、別々の分割払いにより資金供与当局から受領後に当事者に対して支払われる。</p>	<p>— [オプション 2:]</p> <p>— コンソーシアム計画に記載されている費用についての資金供与は、資金供与当局から受領後に不当な遅滞なく本助成合意書の規定に従って当事者に対して支払われる。資金提供当局により認められた費</p> <p>上記の通り、コンソーシアム計画は、周期的に更新される。</p> <p>その結果、コンソーシアム計画は、資金提供当局に対する報告期間に従う。</p> <p>コンソーシアムが変化した状況に迅速に対応し、適時に良質の成果物を生成することを助けるために、コンソーシアム計画には、そのための仕組みを考慮しておくことができる。これらの仕組みの枠組みは、第 7.1.1 条に規定されている原則により構成される。すべての仕組みにおいて、コーディネーターがコンソーシアムの決定を実行する。</p>

<p>—Xx%</p>	<p>—前払い受領時に</p>	<p>用は、関連する当事者に支払われる。</p>	<p>これらの仕組みでは、業界の出資率を反映し表す、2種の支払の分配が行われなければならない。</p>
<p>—...</p>	<p>—...</p>		
<p>— —資金提供当局により認められた費用についての資金供与は、関連する当事者に支払われる。</p>			<p>1. 将来の業務のための支払（＝事前融資）、および 2. 履行された業務のための支払（＝中間支払）。</p> <p>統治能力を高めるため、支払スキームに分割払いを含めることができる。ここでは、分割払いのモデル4つが提示されている。これらは、別々または組み合わせて適用ことができ、各当事者に対して個別に実施されなければならない。いずれの場合にも、パートナーは、常に、自ら事前支払を行わずに予定されたようにそれぞれの業務を実施できるように十分な出資を受領しなければならない。</p> <p>a. 次の成果物の実現をまかなう金額において、一必ずしも実際の計画期間全体をまかなう必要はない。</p> <p>b. 次のXか月について予定業務をまかなう金額において。</p> <p>c. 実際の計画期間のYY%をまかなう金額において。</p> <p>d. ZZ%の留保を含めて：当該留保は、すべての関連する成果物の承認時に支払われる。</p> <p>分割払いを実施した結果、すべての金銭は、支払日程により規定される支払期限が到来するまで保持される。</p> <p>「不当遅滞」を固定暦日数で置き換えることができる。</p>
<p>コーディネーターは、本コンソーシアム協定または本助成合意書に基づくその義務に違反していると責任を有するコンソーシアム機関により特定された当事者または本コンソーシアム協定に未だ署名していない参加機関に行われるべき支払を差し控える権利を有する。</p>			<p>本コンソーシアム協定の当事者となりたくない参加機関は、不良な行動を示していることになる。一切金銭を支払わないことが、コンソーシアムおよび資金提供当局の両者の利益となる。</p> <p>低品質の業務または報告は、違反とみなされる。</p>

<p>コーディネーターは、違反当事者に既に支払われた金額を回収する権利を有する。コーディネーターは、同様に、資金提供当局により提案または合意された場合、当事者に対する支払を差し控える権利を有する。</p>	<p>EU が提案または同意した支払留保は、パートナーが財務力が弱いとみなされる場合に実際に行われる可能性がある。</p>
<p>第 8 項：成果</p>	
<p>8.0 成果の所有権</p> <p>成果は、それを生み出した当事者により所有される。</p>	<p>当事者は、組織内において、助成合意書第 26.3 条—第三者（職員を含む）の権利を遵守しなければならない。</p>
<p>8.1 共有権</p>	<p>助成合意書第 26.2 条では、共同所有者は成果が生み出された後に共有権以外の別の制度を適用することに合意できることが現在明示的に規定されていることを考慮に入れることができる。</p>
<p>[オプション 1:] 別段合意されない限り： —各共同所有者は、非商業活動のために使用料なしで他の共同所有者からの事前の同意を得ずに共同所有成果を使用することができ、 —各共同所有者は、その他の共同所有者が(a)少なくとも 45 暦日前に事前通知を受け、(b)公正で合理的な報酬を受ける場合、その他の方法により共同所有成果を利用し、第三者に対して非独占的ライセンス（サブライセンス権なしの）を付与する権利を有する。</p>	<p>[オプション 2:] 共有権の場合、共同所有者の間で別段合意されない限り、各共同所有者は、他の共同所有者からの同意を取得せず、他の共同所有者に対して報酬を支払わず、その他の共同所有者に説明せずに、それぞれが適切だと考えるところにより共同所有成果を利用し、非独占的ライセンスを付与する権利を有する。 共同所有者は、すべての保護措置および関連する費用の区分について事前に合意する。</p>
<p>8.2 成果の譲渡</p>	<p>このオプション 1 の最初のインデントの対象とする研究活動の種類をより具体的に特定する方が有益だと考えるかもしれないが、原則として、当該共有 IP の更なる譲渡およびライセンス付与が要求されない活動のみを対象としている(そうでなければ、当該活動は 2 番目のインデントで取り扱われるべきである)ことを認識しなければならない。すなわち、最初のインデントには、典型的には、大学または研究機関の主たる活動、すなわち内部研究および共同研究(公的資金供与有りまたは無し)である。業界または中小企業のそのような研究活動も、言うまでもなく、本規定の対象である。 第三者のための研究活動もまた、非商業的理解され、特にそれらが非営利研究機関により実施される場合にそのように理解される。ただし、当事者は、一定の事情においては、第三者のための一定の研究活動は商業的であると解釈することが適切な場合があることを認識すべきである。この点がプロジェクトに関係することが予期される場合、第三者のための研究がどこまで利益共有および情報義務に拘束されない非商業的活動に含まれるかを当事者がより詳細に定義する方が適切である場合がある。 共有権は、保護目的において関連する寄与が分離できない場合のみ（MGA 第 26.2 条）、</p>

	<p>多くの場合においては特許化を行うことに関連してのみ生じることにご注意すべきである。商業的に価値ある IP に関するものである場合、詳細な共有契約を締結することが強く奨励される。当該契約により、共有参加機関は、両者ともこの価値を最大限にとらえることができる詳細な取決めに達することができる。</p> <p>そのような場合には、いずれにしても、通常は事案毎の別々の共同所有契約において規定される保護関連費用の割当、対象国等に関する詳細な契約が必要である。この契約は、コンソーシアム協定に優先するものであり、個別事案についての適切な規定を設けることが可能である。</p> <p>その他の大半の状況において、そして特に有益な保護措置が考えられない場合、通常、すべての関連当事者がその他の所有者の同意を得る必要なしに将来のプロジェクトのために自己の成果を使用できる方がより重要である。</p> <p>この 2 つオプションが適さない場合、MGA の文面が妥協案となる可能性がある（以下参照）。しかし、その場合には、自己使用のため（MGA には規定されていない）には、国内法制度が異なる可能性があることを検討すべきである。</p> <p>MGA 第 26.2 条： 別段合意されない限り： —各共同所有者は、共同所有成果を使用料なしで他の共同所有者の事前の同意を得ずに共同所有成果を使用することができ、 —各共同所有者は、他の共同所有者に以下が与えられる場合、共同所有成果を利用するために第三者に対して非独占的ライセンス（サブライセンス権なしで）を付与することができる。</p> <p>(a) 少なくとも 45 暦日前の事前通知、および (b) 公正で合理的な補償。</p>
8.2 成果の譲渡	

<p>8.2.1 各当事者は、本助成合意書第 30 条の手続に従って自己の成果の所有権を譲渡することができる。</p> <p>8.2.2 当該当事者は、本コンソーシアム協定別紙 (3) においてその成果の所有権を譲渡することを意図する具体的な相手方第三者を特定することができる。その他の当事者は、本協定により、本助成合意書第 30.1 条に基づいて事前通知を受ける権利および列記された第三者に反対する権利を放棄する。</p> <p>8.2.3 ただし、譲渡する当事者は、譲渡時、他の当事者に対して当該譲渡を通知し、他の当事者の権利が当該譲渡により影響されないようにする。 本協定署名後に別紙 (3) に追加するためには、総会による決定が必要である。</p> <p>8.2.4 全当事者は、ある当事者の合併またはその資産の重要な一部の取得の場合、適用ある EU 法および国内法に基づき、本助成合意書により予定されているように譲渡についての満 45 暦日の事前通知を当該当事者が行うことが不可能である場合があることを認識する。</p> <p>8.2.5 上記の義務は、その他の当事者が、成果に対するアクセス権を依然として有している限りにおいてのみ、または依然として要求する可能性のある限りにおいてのみ、適用される。</p>	
<p>8.3 普及</p>	<p>H2020 の主要な新しい特徴の 1 つは、成果のすべての公表物をオープンアクセスで利用可能とすることが義務 (MGA 第 29.2 条) であること、またデータに対するオープンアクセスが期待されること (オプションである MGA 第 29.3 条) を認識すべきである。</p>
<p>8.3.1 自己の成果の普及</p>	
<p>8.3.1.1 本プロジェクトの間および本プロジェクト終了後 1 年間の期間、単一または複数の当事者によるその成果の公表および提示を含むがそれらに限定されない普及は、以下の規定を条件に、本助成合意書第 29.1 条の手続により規制される。</p>	<p>この手続に関する MGA 第 29 条の義務は、明示的には時間的には全く制限されていない。しかし、参加者は、各公表前にそれぞれのプロジェクトパートナーに尋ねるこの義務が終了する期日を定めることを必要とする。この制限期間は、個別のプロジェクトのニーズに</p>

<p>計画した公表の事前通知は、公表の少なくとも 45 暦日前に他の当事者に対して行われる。計画した公表に対する反対は、本助成合意書に基づき書面によりコーディネーターおよび普及を提案している当事者に対して通知受領後 30 暦日以内に行われなければならない。上記の期限内に反対が行われない場合、公表が認められる。</p> <p>8.3.1.2 反対は、以下の場合、正当化される。</p> <p>(a) 反対を述べている当事者の成果または背景的情報が悪影響を受ける。</p> <p>(b) 成果または背景的情報に関する反対を述べている当事者の正当な学術的または商業的利益が著しく損なわれる。</p> <p>反対には、必要な変更についての正確な要求が含まれなければならない。</p>	<p>合わせて変更することができ、プロジェクト終了直後から 4 年後までの間で決定することができる。</p>
<p>8.3.1.3 反対が述べられた場合、関連する当事者は、どのように反対の正当化された事由を克服できるかを議論し（例えば、計画した公表を修正し、および/または公表前に情報を保護することにより）、反対を述べている当事者は、議論後に適切な措置が取られた場合、不合理に反対を述べ続けない。</p> <p>反対を述べている当事者は、当該反対を述べた時から 90 暦日を上限として公表を延期すること要求できる。90 暦日後、反対を述べている当事者が示したとおりに公表から反対を述べている当事者の秘密情報が削除されることを条件に、公表が認められる。</p>	
<p>8.3.2 他の当事者の未公表の成果または背景的情報の普及</p> <p>当事者は、他の当事者の成果または背景的情報を、それらが既に公表されていない限り、所有当事者の事前の書面による承認を得ずに、普及活動に含めてはならない。</p>	<p>複数の参加機関からの未公表の資料が関係する場合、第 8.3.1 項の手続は、通常共同公表につながる。本第 8.3.2 項は、各参加機関は、それぞれの未公表資料（背景的情報であれ、成果であれ）の最初の公表について決定する単独の権利を有し続けるという原則を単に明確に規定したものである。</p>
<p>8.3.3 協力義務</p> <p>当事者は、本コンソーシアム協定において合意されている秘密保持および公表規定を条件</p>	

<p>に、それぞれの成果または背景的情報を含む学術論文または学位論文を適時に提出、検討、公表、および防御できるように協力することを約束する。</p>	
<p>8.3.4 名称、ロゴまたは商標の使用</p>	
<p>本コンソーシアム協定のいかなる規定も、当事者の名称、ロゴ、または商標を事前の書面による承認なしに宣伝、広告またはその他において使用する権利を与えるものと解釈されない。</p>	
<p>[オプション：8.4 独占的ライセンス</p>	<p>プロジェクトに独占的ライセンスが含まれる可能性が高い場合、新第 8.4 項において提案されている手続を追加することが有益な場合がある。</p>
<p>ある当事者が、その成果の独占的ライセンスを付与することを欲し、本助成合意書第 30.2 条に従って他の当事者の書面による放棄を求める場合、他の当事者は、要求から 45 暦日以内に請求当事者に返答する。当事者が当該 45 暦日以内に要求に返答しない（否定的または肯定的に）ことは、不返答当事者による放棄の書面による承認となる。]</p>	
<p>第 9 部：アクセス権</p>	
<p>9.1 含まれる背景的情報</p>	
<p>9.1.1 当事者は、別紙 1 において、本プロジェクトのための背景的情報を特定し、これに同意し、また、関連性を有する場合、具体的な背景的情報が法的制限または限定に服することを互いに通知した。</p> <p>別紙 1 において特定されていないものは、背景的情報に関するアクセス権義務の対象でない。</p> <p>9.1.2 当事者は、別紙 1 に規定されているその背景的情報の変更を総会に提案することができる。</p>	<p>！！注意--別紙 1 は、重要な書面である--プロジェクトパートナーが何を列記しているのか、また（より重要なことであるが）何を列記していないかを確認すべきである！！</p> <p>従前のフレームワークプログラムでは、当事者が背景的情報を定義し、除外するものを「具体的」なものにしなければならなかった。この要件は、コンソーシアム協定では、背景的情報除外リストを設けることで具体化された。現在 H2020 のための MGA では、当事者がプロジェクトのための背景的情報について「特定し、合意する」ことが義務付けられている。従って、DESCA2020 では、背景的情報を積極的に記載したリストを用いることが提案されている。この「背景的情報についての同意」を行うのは当事者の責任である。</p> <p>特定の背景的情報に対するアクセス権が必要であることを当事者が具体的に認識している</p>

	<p>場合、当該当事者はそれを事前に特定できる（潜在的には限定付きで）ことを期待することは合理的であると思われる。いずれにしても、そのような通知責務は、MGA 第 25.2 条および第 25.3 条に明示的に規定されており、当該情報は、助成合意書加入前に共有されなければならない。</p> <p>積極的リストを用いることを言い換えれば、列記されていないものはすべて背景的情報でないことを当事者が完全に受け入れることであり、従ってそれらを「除外する」必要はない。</p> <p>このことにより、FP7 コンソーシアム協定の場合に通常であったプロジェクトに含まれない研究単位の背景的情報のように、別紙 1 において背景的情報を明示的に除外する必要はなくなった。</p>
<p>9.2 一般原則</p>	<p>MGA にはもはやアクセス権についての一般原則のまとまった項は存在しない。そのような規定は、MGA の様々な箇所に散在しているだけである（例えば、背景的情報についての第 25.1 条および成果についての第 30.2 条）。</p>
<p>9.2.1 各当事者は、コンソーシアム計画に従ってその任務を実施し、第三者の財産権を侵害していると分かるような行為を本プロジェクト内で行わないようにする。</p>	<p>本項は、当事者は、それぞれの学術的および技術的交流において、知的財産権（それらの所有者にかかわりなく）から生じる潜在的法的限界に注意すべきであることを明確化するためのものである。</p> <p>助成合意書別紙 1 において計画されたようにプロジェクトを実施するために必要になった重要な背景的情報が別紙 1 に記載されていない場合、コンソーシアム全体が連帯して資金提供当局に計画されたプロジェクト成果の達成について責任を負うことから、コンソーシアム全体にとっての問題となる。状況を是正することは第一次的には背景的情報の所有者の判断によることになるが（所有者は、それぞれの背景的情報の状況についてコンソーシアムに通知しなければならない）、関連当事者間で意見が一致しない場合、最終的にはコンソーシアムの意思決定機関に事案毎の解決を見出すことが委ねられることになる。</p>

		当該制限にコンソーシアムが気付いた場合、コンソーシアムは直ちに、コンソーシアム計画別紙 1 において予定されている実施を含むプロジェクトに対して当該制限が影響を有するかを判断しなければならない。影響する場合、コンソーシアム計画をそれに応じて更新することができる。コンソーシアムは、コンソーシアム計画をそのままにしておくこともできる。その場合は、一定の制限された背景的情報を使用することは認められず、任務を別の方法で実施しなければならないことになる。
9.2.2 別段明示的に規定されていない限り、付与されたアクセス権からは、サブライセンス権が明示的に排除される。		MGA 第 25.1 条参照。 言うまでもなく、特にアクセス権についての具体的な条件に関する契約が交渉される場合に、当事者は、サブライセンス権を含めることに合意することができる。
9.2.3 アクセス権には、事務的譲渡費用は課されない。		
9.2.4 アクセス権は、非独占的に付与される。		独占的ライセンスに関しては、MGA 第 30.2 条およびオプションである第 8.4 項の説明参照。
9.2.5 成果および背景的情報は、アクセス権が付与される目的においてのみ使用される。		
9.2.6 アクセス権に対する要求はすべて、書面により行われる。アクセス権の付与は、それらの権利が意図された目的のみに使用され、適切な秘密保持義務が設定されるようにするための特定の条件を受け入れることを条件とすることができる。		アクセスを付与する当事者は、書面による契約を要求することもできる。
9.2.7 要求当事者は、アクセス権が必要とされていることを証明しなければならない。		定義規定中の「必要とされている」の定義参照。
9.3 実施のためのアクセス権		
本プロジェクトに基づく当事者の業務の実施に必要とされている成果および背景的情報に対するアクセス権は、別紙 1 において背景的情報について別段合意されていない限り、使用料なしで付与される。		当事者は、別紙 1 へのそれぞれの記入時に具体的な背景的情報についてのアクセス条件（例えば、使用料について）の詳細を定めることができる。背景的情報に対するアクセスについての使用料なし以外の条件は、全当事者により MGA に対するそれぞれの加入前に同意されなければならない（第 25.2 (b) 条）。
9.4 利用のためのアクセス権		
[オプション 1:]	[オプション 2:]	アクセス権にはサブライセンス権が除外される（上記第 9.2.4 項参照）ので、当事者は、それぞれの更なる「利用」にはそのようなサ

<p>9.4.1 当事者自身の成果の利用のために必要とされている場合の成果に対するアクセス権は、公正かつ合理的な条件で付与される。</p> <p>内部研究活動のための成果に対するアクセス権は、使用料なしで付与される。</p>	<p>9.4.1 当事者自身の成果の利用のために必要とされている場合の成果に対するアクセス権は、使用料なしで付与される。</p>	<p>ライセンス付与が必要となつてはならない（その後の研究プロジェクトにおけるアクセス権の付与を通じてでさえ）ことを認識しなければならない。</p> <p>オプション 1： 内部研究のための利用のためのアクセスは自由であり、自己の成果のその他の使用（第三者研究を含む）のための利用は、公正かつ合理的な条件で付与される。</p> <p>別の当事者の成果を使用する当事者は、直接的アクセスを第三者に付与することに所有当事者が同意しない限り、そのような付与を与えないように注意しなければならない。</p> <p>更なる研究のための一定の成果/背景的情報に対するアクセスに関する可能な合意には、例えば以下の側面を含めることができる：第三者が利用可能であるが、プロジェクトからの完全に機密を保持された成果を含む研究結果を創出することを認めること、および研究を行うにあたりプロジェクトからの成果を内部的試験または診断目的で使用する。</p> <p>オプション 2： 自己のフォアグラウンド情報の使用のためのアクセスはすべて、使用料なしで付与される。</p> <p>第 9.2.6 項に従い、両当事者がそのような形式的手続を望まないのではない限り、アクセス権に対する要求は、書面により行われなければならない、公正かつ合理的な条件に関する合意も同様である。</p>
<p>9.4.2 第三者のための研究を含む当事者自身の成果の利用のために必要とされている場合の背景的情報に対するアクセス権は、公正かつ合理的な条件で付与される。</p>		
<p>9.4.3 アクセス権に対する要求は、本プロジェクトの終了後、または第 9.7.2.1.2 項の場合は要求当事者の本プロジェクトに対する参加の終了後 12 か月まで行うことができる。</p>		
<p>9.5 関連組織のためのアクセス権</p>		<p>MGA の文言上もまた、異なるアプローチ、例えば関連組織のためのアクセス権を予定しな</p>

	<p>いことが認められていることに留意すること。</p>
<p>関連組織は、本助成合意書第 25.4 条および 31.4 条の条件に基づくアクセス権を有する。 [オプションとして： 本コンソーシアム協定 [別紙 4 (特定された関連組織)] において特定されている場合]。</p>	<p>追加のオプションに関して： 一関連者を特定することにより、当事者はそのコンソーシアムのアクセス権の範囲に関する合意をより明確なものにすることができる。しかし、産業界のパートナーによっては、その会社構成を頻繁に変更する傾向を有することもあり、それらの者にとっては、何百もの関係する個別の組織のリストよりも当該構成の全体的な説明を提供する方がより現実的な場合もある。</p> <p>関連組織の定義：本規則第 2.1 (2) 条参照。</p>
<p>当該アクセス権は、背景的情報または成果を保有する当事者に対し関連組織が要求しなければならない。代替的に、アクセス権を付与する当事者は、アクセス権を要求する当事者の [別紙 4 に列記されている] 関連組織に対するサブライセンス権をアクセス権に含むことを当該要求当事者と個別に合意することができる。関連組織に対するアクセス権は、公正かつ合理的な条件で書面による双務契約により付与される。</p> <p>アクセス権を取得する関連組織は、その代わりに、当該関連組織が当事者であったかのように、本助成合意書または本コンソーシアム協定に基づき当事者が受け入れた秘密保持およびその他の義務をすべて遵守する。</p> <p>関連組織にアクセス権を付与することが背景的情報または成果を所有する当事者の正当な利益に反する場合、当該付与は拒否されることができる。</p>	<p>FP7 とは対照的に、MGA では現在、第 25.4 条および第 31.4 条において、関係する関連組織は要求を所有当事者に直接行わなければならないことを示す明示的な規定条項が記載されている。</p>
<p>当事者の関連組織に付与されたアクセス権は、当該当事者のアクセス権が継続していることを条件とし、当該当事者に付与されているアクセス権の終了時に自動的に終了する。</p>	
<p>関連組織としての地位が終了した場合、当該元関連組織に付与されていたアクセス権は消滅する。関連組織との更なる取決めは、別の契約において交渉されることができる。</p>	
<p>9.6 追加的アクセス権</p>	

[オプション1:]	[オプション2:]	
<p>本助成合意書または本コンソーシアム協定の対象とならないアクセス権の付与は、所有当事者の無条件の裁量によるものとし、所有当事者および受領当事者との間で合意される諸条件に服すると疑いを避けるために規定する。</p>	<p>全当事者は、ある当事者の求める追加的アクセス権について、合意されるべき適切な財務条件に基づき誠実に交渉することに合意する。</p>	
<p>9.7 コンソーシアムに加入しまたはコンソーシアムから脱退する当事者のためのアクセス権</p>		
<p>9.7.1 コンソーシアムに加入する新当事者</p>		
<p>新当事者の加入前に開発されていた成果に関しては、新当事者は、背景的情報に対するアクセス権に適用される条件に基づきアクセス権を付与される。</p>		<p>新当事者は、背景的情報に関する別紙1に追記し、加入についてと合わせて総会により決定される。</p>
<p>9.7.2 コンソーシアムから脱退する当事者</p>		
<p>9.7.2.1 コンソーシアムから脱退する当事者に付与されていたアクセス権</p>		
<p>9.7.2.1.1 違反当事者</p>		
<p>違反当事者に付与されていたアクセス権およびアクセス権を要求する当該当事者の権利は、コンソーシアムに対する違反当事者の参加を終了させる旨の総会の決定の正式な通知を違反当事者が受領した時に直ちに終了する。</p>		<p>サブライセンスにとっての帰結は、ライセンス自体により規定されなければならない。</p>
<p>9.7.2.1.2 無違反当事者</p>		
<p>任意に他の当事者の同意を得て脱退する無違反当事者は、その参加の終了日までに開発された成果に対するアクセス権を有する。当該当事者は、第9.4.3項において特定されている期限内にアクセス権を要求することができる。</p>		<p>任意に脱退する当事者の場合、そのアクセス権は、当該当事者がプロジェクトから脱退する時点でのアクセス権に凍結される。</p> <p>アクセス権を要求する権利の期限は、1年である（MGA 第25.3条および第31.4条）。サブライセンスにとっての帰結は、ライセンス自体により規定されなければならない。</p>
<p>9.7.2.2 脱退する当事者から付与されていたアクセス権</p>		
<p>コンソーシアムから脱退する当事者は、本プロジェクトの継続期間全体について当事者で</p>		<p>プロジェクトから脱退する当事者は、原則として、プロジェクトの進行を妨げないよう</p>

<p>あり続けたかのように、本助成合意書および本コンソーシアム協定に従ってアクセス権を付与し続ける。</p>	<p>に、アクセス権を付与し続けなければならない。 ただし、総会は、コンソーシアムから脱退するという当事者の要求に関して決定する場合、そのようなアクセス権は必要でない旨決定することができる。</p>
<p>9.8 ソフトウェアに対するアクセス権についての特別規定</p>	
<p>疑いを避けるために規定すると、本第 9 項に規定されているアクセス権についての一般的な規定は、ソフトウェアに対しても適用される。 ソフトウェアに対する当事者のアクセス権には、一定のハードウェアプラットフォームに移植されたソースコードもしくはオブジェクトコードを受領する権利、またはそれぞれのソフトウェアのドキュメンテーションを特定の形式で受領する権利は含まれず、アクセス権を付与する当事者から入手可能な状態でのみ受領する権利が含まれる。</p>	<p>[ソフトウェアがプロジェクトの中心要素である場合、参加者は、本第 9.8 項をソフトウェアのための特別規定 [IPR SC モジュール] と置き換えることができる。]</p>
<p>第 10 項：情報の非開示</p>	
<p>10.1 プロジェクトに関連してその実施中にある当事者(「開示当事者」)から他の当事者(「受領当事者」)に対して開示され、開示当事者により開示時に明示的に「秘密」と記されまたは口頭での開示の場合は開示時に秘密であることが特定され、遅くとも口頭開示時から 15 暦日以内に書面で秘密情報として確認および指定されたあらゆる通信形式またはモードのすべての情報は、「本秘密情報」とする。</p>	<p>「あらゆる通信形式/モード」には、現在電子的交換システムが含まれる。 口頭で開示されるもの以外、本秘密情報は、開示時に秘密として特定されなければならない (MGA 第 36.1 条参照)。</p>
<p>10.2 受領当事者は、本協定に加えて、また助成合意書に基づきいかなる非開示の義務も損なうことなく、本プロジェクト終了後 4 年間、以下を約する：</p> <ul style="list-style-type: none"> —本秘密情報を開示された目的以外に使用しない。 —開示当事者の事前の書面による同意なく第三者に本秘密情報を開示しない。 —受領当事者による本秘密情報の内部的回付は、厳格な知る必要性に基づき行われる。および 	<p>秘密データをその下請人/関連者に与えるためには、それらの者がプロジェクトにおいて役割を有するとしても、当該データ所有者の同意が必要である。 この 4 年間の存続期間は、MGA 第 36 条から来ている。</p>

<p>—請求があった場合、受領当事者に供給され または受領当事者が取得したすべての本秘密 情報を、それらのすべての写しと共に開示当 事者に返還し、機械で可読な形式で保存され ているすべての情報を削除する。受領当事者 は、適用ある法および規制を遵守するため、 または継続的義務を証明するために当該本秘 密情報を維持、記録および保存する必要があ る限度で、写しを1部保持することができる。 る。</p>	
<p>10.3 受領当事者は、本プロジェクトに関与 するその従業員または第三者による上記義務 の遵守について責任を負い、本プロジェクト 中および終了後ならびに/または従業員もし くは第三者との契約関係終了後、法的に可能 な限度でそれらの者がそのように義務を負い 続けるようにする。</p>	<p>秘密情報を第三者（例えば、下請人および関 連者）に与えるには、その前に秘密情報の所 有者の同意が必要である。</p> <p>この文脈での第三者には、提携第三者および 下請人を含むがそれらに限定されないコンソ ーシアム協定の当事者でない組織が含まれ る。この文脈では、第三者がプロジェクトに 関与するか否かは関係ない。</p>
<p>10.4 上記は、受領当事者が以下を証明でき る場合、その限度で本秘密情報の開示または 使用に適用されない。</p> <p>—本秘密情報が受領当事者の秘密保持義務違 反以外の方法により一般に利用可能となっ た。</p> <p>—開示当事者がその後に受領当事者に対して 本秘密情報がもはや秘密でない旨を通知し た。</p> <p>—本秘密情報は、受領当事者の最善の知識に おいて当該情報を適法に保有し、開示当事者 に対して秘密保持義務を負わない第三者から 秘密保持義務なく受領当事者に伝達された。</p> <p>—本秘密情報の開示または伝達が本助成合意 書により予定されている。</p> <p>—本秘密情報がいずれかの時点で開示当事者 からの当該開示から完全に独立して受領当事 者により開発された。</p> <p>—本秘密情報が、開示より前に既に受領当事 者に知れていた。または</p> <p>—本協定第 10.7 項の規定を条件に、受領当事 者が適用ある法もしくは規制または裁判所も しくは行政命令を遵守するために本秘密情報 を開示することを要求される。</p>	

<p>10.5 受領当事者は、本プロジェクトの範囲内で開示された本秘密情報に関して、自己の秘密および/または所有情報に関するのと同程度の注意で、ただしいずれの場合にも合理的範囲を超えない程度の注意を適用する。</p>	
<p>10.6 各当事者は、本秘密情報の認められない開示、不正流用または誤用に気づいた後速やかに当該開示、不正流用または誤用を他方当事者に通知する。</p>	
<p>10.7 当事者は、適用ある法もしくは規制または裁判所もしくは行政命令を遵守するために本秘密情報を開示することを要求されることとなり、またはその可能性が高い場合、法的に可能な限度で、当該開示よりも前に、 一開示当事者に通知し、 一情報の秘密性を保護するための開示当事者の合理的な指示を遵守する。</p>	
<p>第 11 項：雑則</p>	
<p>11.1 別紙、矛盾、および可分性</p>	
<p>本コンソーシアム協定は、主協定文および別紙 1（含まれる背景的情報） 別紙 2（加入書面） 別紙 3（第 8.2.2 項に基づく簡素化譲渡についての第三者リスト） 別紙 4（特定された関連組織） により構成される。 本コンソーシアム協定の規定が本助成合意書の規定と矛盾する場合、後者の規定が優先する。本コンソーシアム協定の別紙と本主協定文の間の矛盾の場合には、後者が優先する。</p>	<p>使用されない場合、別紙 4 への言及を削除して下さい。</p>
<p>本コンソーシアム協定のいずれかの規定が無効、違法または強制不可能となった場合、当該規定は本コンソーシアム協定のその他の規定の有効性に影響を与えない。その場合、関連する当事者は、元の規定の目的を満たす有効な実行可能な規定を交渉することを要求する権利を有する。</p>	
<p>11.2 表明、パートナーまたは代理関係の不存在</p>	
<p>第 6.4.4 項に別段規定されている場合を除き、いずれの当事者も、コンソーシアムのその他の当事者の代わりに行為し、または法的拘束力のある宣言を行う権利を有しない。本</p>	<p>コーディネーターの権利：第 6.4 項参照。</p>

<p>コンソーシアム協定のいかなる規定も、当事者間の合弁事業、代理関係、パートナーシップ、利益グループまたはその他の種類の正式な事業グループもしくは団体を構成するものとみなされない。</p>	
<p>11.3 通知およびその他の通信</p>	
<p>本コンソーシアム協定に基づき行われる通知は、書面により、コーディネーターにより維持されている最新の住所録に記載されている住所および受領者に対して行われる。</p> <p>正式通知： 正式通知、同意または承認が行われることが本コンソーシアム協定（第 4.2 項、第 9.7.2.1.1 項および第 11.4 項）において要求される場合、当該通知は、当事者の授権された代表者により署名され、手交、配達記録付き郵送または受信確認付きテレックスで送達される。</p> <p>その他の通信： 当事者間のその他の通信は、書面形式の条件を満たす受信確認付きメール等のその他の方法によっても行うことができる。</p> <p>気付または送付先情報の変更は、それぞれの当事者からコーディネーターに対して直ちに通知される。住所録は、すべての関係者がアクセスできる。</p>	<p>正式または書面形式を必要とする通信は、すべて本項に列記されている。明確な通知および通知ルートは、紛争事案における証明問題の観点から重要である。</p> <p>大半の問題は、プロジェクトのために選択された管理体制に従って決定されなければならない。これには、すべての技術問題および統治機関に決定権が付与されているその他の問題が含まれる。第 4.2 項、第 9.7.2.1.1 項、および第 11.4 項においてのみ、正式通知が必要である。</p> <p>「正式」以外のすべての他の通信（例えば議事録）は、例えば受信確認付きメールにより行うことができる。</p> <p>連絡先情報の最新リストは、コーディネーターにより維持される（学術および事務担当者を含む）。</p>
<p>11.4 譲渡および変更</p>	
<p>第 8.2 項に規定されている場合を除き、本コンソーシアム協定から生じる当事者の権利または義務はいずれも、他の全当事者の事前の正式な承認なしに第三者に対して全部または一部として譲渡または移転することができない。</p>	<p>下請に出すことは、責任は当事者自身に残るため、譲渡とみなされないことに留意。</p>
<p>第 6.3.1.2 項 (LP) / 第 6.3.6 項 (SP) に明示的に列記されていない本コンソーシアム協定の文面の変更または修正には、全当事者により署名される別の書面による合意が必要である。</p>	<p>コンソーシアム協定の主協定文の変更は、全当事者間で交渉されなければならない。全当事者は、本コンソーシアム協定の変更の中には、総会による決定で行うことができ、各当事者の正式な署名を必要としないものが存在することを認識すべきである。当事者は、拒否権の使用を通じて重大な契約変更から保護される（第 6.2.4 項 [GOV LP]/ 第 6.3.4 項 [GOV SP] 参照）。</p>

	小プロジェクトについては、[GOV SP モジュール] 第 6.3.6 条参照。
11.5 国内強行法	
本コンソーシアム協定のいずれの規定も、ある当事者の運営の基礎となっている強行制定法に違反することを要求するとみなされない。	当事者の国における制定法に、当事者についての一定の法定制限が規定されている場合があり、当然それらの制限は全当事者により遵守されなければならない。
11.6 言語	
本コンソーシアム協定は、英語で作成され、英語が本協定に関連するすべての書面、通知、会議、仲裁手続、および訴訟手続を規律する。	
11.7 準拠法	
本コンソーシアム協定は、ベルギー法の抵触法の規定を排除して、同法に従って解釈され、規律される。	本コンソーシアム協定は、ベルギー法に基づき作成された。しかし、当事者は、あらゆる場合について、あり得る矛盾を調和させるために助成合意書に規定されている法選択を見るべきである。
11.8 紛争解決	
当事者は、それぞれの紛争を友好的に解決する努力を行う。	<p>コンソーシアム内で友好的な解決に達しない場合、以下の紛争解決が推奨される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調停（成功しない場合） 2) 拘束力のある仲裁または裁判所 <p>DESCA では、このモデル規定について、調停および/または仲裁サービスの 3 つの異なる提供者を提案している。言うまでもなく、それ以外の提供者が存在し、ADR 提供者は、コンソーシアム内で議論されなければならない。コンソーシアムが別の調停および仲裁提供者を選択する場合、本コンソーシアム協定において使用されている ADR 規定がそれらの具体的な手続と整合性を有するようにして下さい。</p>
<p>[適切な紛争解決、可能であればオプション 1 (WIPO)、2 (bMediation) または 3 (ICC) のいずれかを、そしてそれらのオプション内の第 1.1 項および第 1.2 項または第 2.1 項および第 2.2 項を選択して下さい。]</p> <p>[オプション 1 : WIPO での調停、調停で解決されない場合には WIPO 簡易仲裁または裁判所での訴訟が続く。]</p>	<p>越境紛争には、紛争解決の文脈で検討すべき問題がいくつも存在する：手続に費やされる費用および時間、ならびに決定の執行。</p> <p>研究協力の準備段階（例えば、レターオブインテント、秘密保持契約、オプション契約）、協力中（例えば、コンソーシアム協定、下請契約、資料譲渡契約）、および協力後（例えば、ライセンス契約、購入契約）に締結される関連する契約において生じる紛争</p>

<p>成立、有効性、拘束力、解釈、履行、違反または終了を含むがそれらに限定されない本契約およびその後の本契約の変更に基づき、それらから生じ、またはそれらに関連する紛争、論争または請求、ならびに契約外の請求は、WIPO 調停規則に従った調停に付託される。調停場所は、別段合意されない限り、ブラッセルとする。調停において使用される言語は、別段合意されない限り、英語とする。</p> <p>[以下のオプションの内の 1 つを選択して下さい。]</p> <p>[オプション 1.1 WIPO での調停、調停で解決されない場合には WIPO 簡易仲裁が続く。]</p> <p>当該紛争、論争または請求が調停開始後 60 暦日以内に調停により解決されない場合、その限度において、当該紛争、論争または請求は、いずれかの当事者による仲裁申請の提出後、WIPO 簡易仲裁規則に従った仲裁に付託され、最終的に決定される。または、60 暦日の当該期間満了前にいずれかの当事者が調停に参加せず、または参加を継続しなかった場合、紛争、論争または請求は、他方当事者による仲裁申請の提出後、WIPO 簡易仲裁規則に従った仲裁に付託され、最終的に決定される。仲裁場所は、別段合意されない限り、ブラッセルとする。仲裁手続において使用される言語は、別段合意されない限り、英語とする。</p> <p>[オプション 1.2 WIPO での調停、調停で解決されない場合には裁判所での訴訟が続く。]</p> <p>当該紛争、論争または請求が調停開始後 60 暦日以内に調停により解決されない場合、その限度において、ブラッセル裁判所が独占的管轄権を有する。</p> <p>[オプション 2 : bMediation による調停、調停で解決されない場合には WIPO 簡易仲裁またはブラッセル裁判所での訴訟が続く。]</p>	<p>には、整合性のある紛争解決規定が必要である場合がある。</p> <p>事案によっては、コンソーシアムパートナーは、仲裁でなく裁判所での訴訟が後に続く調停を選択する。そのため、DESCA では、調停が不調に終わった場合、仲裁でなく裁判所に紛争を付託するオプション 1.2 および 2.2 が提案されている。</p> <p>WIPO 仲裁および調停センターに関する更なる情報については、以下を参照： http://www.wipo.int/amc/en/</p> <p>ICC 仲裁に関する更なる情報については、以下を参照： http://www.iccwbo.org/products-and-services/arbitration-and-adr/</p> <p>bMediation に関する更なる情報については、以下を参照： http://www.bmediation.eu/</p> <p>CEPANI に関する更なる情報については、以下を参照： http://www.cepani.be/en/</p>
--	---

<p>本コンソーシアム協定の有効性、解釈および/または実施に関して当事者間で紛争が生じた場合、両当事者は、ブラッセルのbMediation 規則に従った調停により当該紛争を解決する。当事者は、合同協議会において各当事者が冒頭陳述を行う前に調停を終了させないことを約する。</p> <p>調停により紛争を終了させる当事者間の完全な合意に達しない場合、</p> <p>[以下のいずれかを選択して下さい。]</p> <p>オプション 2.1 当該紛争は仲裁および調停のためのベルギーセンター（略称：CEPANI）の規則に従って仲裁により最終的に解決される。</p> <p>オプション 2.2 唯一の管轄裁判所は、ブラッセル裁判所とする。</p> <p>[オプション 3 : ICC 仲裁]</p> <p>友好的に解決できない本コンソーシアム協定から生じた紛争は、国際商工会議所の仲裁規則に基づき当該規則に従って指名された 1 名または複数の仲裁人により最終的に解決される。</p> <p>仲裁地は、紛争当事者が別段合意しない限り、ブラッセルとする。</p> <p>仲裁の裁定は、最終的で、全当事者を拘束する。</p>	
<p>本コンソーシアム協定のいずれの規定も、適用ある管轄裁判所において差止めによる救済を求める両当事者の権利を制限しない。</p>	
<p>第 12 項 : 署名</p> <p>証として： 両当事者は、本コンソーシアム協定を下記署名者である授権された代表者に上記冒頭記載の年月日に別の署名頁に適正に署名させた。</p>	<p>全当事者が同一の書面に同時に書面するのは、非現実的であり過ぎる。</p> <p>署名について提案されている手続は、広く使用されている。</p>

	<p>各当事者は、当事者の数分の別々の署名頁に署名する（ベルギー法によれば単一の完全に署名された版のみが必要なので、1部または2部の原本のみに署名することも可能である）。コーディネーターは、すべての原本を回収し、本文および全当事者のすべての署名（原本または複写）からなる完全なパッケージを交付する。</p>
<p>[当事者の名称を挿入] 署名 氏名 役職 日付</p>	
<p>[当事者の名称を挿入] 署名 氏名 役職 日付</p>	
<p>[当事者の名称を挿入] 署名 氏名 役職 日付</p>	
<p>[別紙 1：含まれる背景的情報]</p>	
<p>本助成合意書（第 24 条）によれば、背景的情報は、「アクションの実施または成果の利用に必要な (...) データ、ノウハウまたは情報」として定義されている。この必要性のため原則としてアクセス権が付与されなければならないが、当事者は、プロジェクトのための背景的情報を当該当事者間で特定し、当該背景的情報に合意しなければならない。これが本別紙の目的である。</p> <p>当事者 1</p> <p>[当事者の名称] に関しては、当事者間でそれぞれの最善の知識において以下が合意されている（選択して下さい）。</p>	<p>！！注意—別紙 1 は、重要な書面である—プロジェクトパートナーが何を列記しているのかを、および（より重要なことであるが）何を列記していないかを確認すべきである！！</p> <p>従前のフレームワークプログラムでは、当事者が背景的情報を定義し、除外するものを「具体的」なものにしなければならなかった。この要件は、コンソーシアム協定では、背景的情報除外リストを設けることで具体化された。現在 H2020 のための MGA では、当事者がプロジェクトのための背景的情報について「特定し、合意する」ことが義務付けられている。従って、DESCA2020 では、背景的情報を積極的に記載したリストを用いることが提案されている。この「背景的情報についての同意」を行うのは当事者の責任である。</p>
<p>オプション 1：以下の背景的情報が、本プロジェクトについて本書により特定され、合意される。特定の制限および/または条件は、本書に規定されているとおりとする。</p>	<p>特定の背景的情報に対するアクセス権が必要であることを当事者が具体的に認識している</p>

<p>背景的情報を説明する</p> <p>....</p> <p>....</p>	<p>実施のための特定の制限および/または条件 (本助成合意書第 25.2 条)</p> <p>....</p> <p>....</p>	<p>利用のための特定の制限および/または条件 (本助成合意書第 25.3 条)</p> <p>....</p> <p>....</p>	<p>場合、当該当事者はそれを事前に特定できる（潜在的には限定付きで）ことを期待することは合理的であると思われる。いずれにしても、そのような通知責務は、MGA 第 25.2 条および第 25.3 条に明示的に規定されており、当該情報は、助成合意書加入前に共有されなければならない。</p>
<p>オプション 2： [当事者の名称] のデータ、ノウハウまたは情報で、他の当事者により本プロジェクトの実施のため（本助成合意書第 25.2 条）または当該他の当事者の成果の利用のため（本助成合意書第 25.3 条）に必要とされるものは存在しない。</p>			<p>積極的リストを用いることを言い換えれば、列記されていないものはすべて背景的情報でないことを当事者が完全に受け入れることであり、従ってそれらを「除外する」必要はない。</p>
<p>これは、本コンソーシアム協定署名時の状態を表している。</p> <p>当事者 2</p> <p>[当事者の名称] に関しては、当事者間でそれぞれの最善の知識において以下が合意されている（選択して下さい）。</p>			<p>このことにより、FP7 コンソーシアム協定の場合に通常であったプロジェクトに含まれない研究単位の背景的情報のように、別紙 1 において背景的情報を明示的に除外する必要はなくなった。</p>
<p>オプション 1： 以下の背景的情報が、本プロジェクトについて本書により特定され、合意される。特定の制限および/または条件は、本書に規定されているとおりとする。</p>			
<p>背景的情報を説明する</p> <p>....</p> <p>....</p>	<p>実施のための特定の制限および/または条件 (本助成合意書第 25.2 条)</p> <p>....</p> <p>....</p>	<p>利用のための特定の制限および/または条件 (本助成合意書第 25.3 条)</p> <p>....</p> <p>....</p>	
<p>オプション 2： [当事者の名称] のデータ、ノウハウまたは情報で、他の当事者により本プロジェクトの実施のため（本助成合意書第 25.2 条）または当該他の当事者の成果の利用のため（本助成合意書第 25.3 条）に必要とされるものは存在しない。</p>			
<p>これは、本コンソーシアム協定署名時の状態を表している。</p>			

等	
[別紙 2 : 加入書面]	
<p>加入</p> <p>新当事者の以下に対する</p> <p>[本プロジェクトの頭文字] コンソーシアム協定、版 [...年月日]</p> <p>[本助成合意書で特定されている新当事者の正式名称]</p> <p>は、本書により、上記に特定されているコンソーシアム協定の当事者となることに同意し、[日付] から当事者のすべての権利および義務を受け入れる。</p> <p>[本助成合意書で特定されているコーディネーターの正式名称]</p> <p>は、本書により、コンソーシアムが[日付] に開催された会合において、[日付] からの[新当事者の正式名称] のコンソーシアムへの加入を認めた。</p> <p>本加入書面は、下記署名者である授権された代表者により適正に署名される原本 2 部で作成された。</p> <p>[日付および場所]</p> <p>[新当事者の名称を挿入] 署名 氏名 役職</p> <p>[日付および場所]</p> <p>[コーディネーターの名称を挿入] 署名 氏名 役職</p>	

<p>[別紙 3 : 第 8.2.2 項に基づく簡素化譲渡についての第三者リスト]</p>	
<p>[オプション : 別紙 4 : 第 9.5 項に基づく特定された関連組織]</p>	
<p>[GOV SP モジュール]</p>	
<p>小協力プロジェクトのための管理体制</p>	<p>1 つの統治機関（総会）のみの簡素な管理体制の小型プロジェクトについては [GOV SP モジュール] を選択すること。</p> <p>主な違い : [GOV LP モジュール] には 2 つの統治機関（総会および執行役員会）が存在する。</p>
<p>6.1 一般的構造</p>	
<p>総会は、コンソーシアムの意思決定機関である。</p> <p>コーディネーターは、全当事者および資金提供当局との間の仲介人として行為する法人である。コーディネーターはまた、当事者としてのその責任に加えて、本助成合意書および本コンソーシアム協定に規定されているコーディネーターに割り当てられたタスクを履行する。</p> <p>[オプション : 管理支援チームは、執行委員会およびコーディネーターを支援する。]</p>	
<p>6.2 メンバー</p>	
<p>総会は、各当事者について 1 名ずつの代表者 (以下、「メンバー」という) により構成される。</p> <p>各メンバーは、本コンソーシアム協定第 6.3.6 項に列記されているすべての事項について討議、交渉および決定するために適正に授權されているとみなされる。</p> <p>コーディネーターは、総会により別段決定されない限り、総会のすべての会議の議長となる。</p> <p>全当事者は、総会の決定すべてを遵守することに合意する。</p>	<p>メンバーとは、特定のコンソーシアム機関内の当事者のことである。</p> <p>言うまでもなく、各当事者は、個人を通して行為する。</p>

<p>本規定は、当事者が第 11.8 項に規定されている紛争解決規定に従って決議に対する異議を提出することを妨げない。</p>	
<p>6.3 総会のための運営手続</p>	
<p>6.3.1 会議での代表</p>	
<p>いずれのメンバーも：</p> <ul style="list-style-type: none"> —あらゆる会議において出席または代表されなければならない、 —会議に出席し、投票を行う代行者または代理人を指名することができ、 —会議に協力的な方法で参加する。 	
<p>6.3.2 会議の準備および開催</p>	
<p>6.3.2.1 会議の招集： 議長は、総会の普通会議を少なくとも 6 か月に 1 回招集し、また特別会議をメンバーからの書面による請求に基づきいかなる時点においても招集する。</p> <p>6.3.2.2 会議の通知： 議長は、可能な限り早急に、かつ普通会議よりも 14 暦日前までに、および特別会議よりも 7 暦日前までに各メンバーに対して書面で会議について通知する。</p> <p>6.3.2.3 協議事項の送付： 議長は、書面による協議事項原本を会議よりも 14 暦日前までに、および特別会議よりも 7 暦日前までに、各メンバーに対して送付する。</p> <p>6.3.2.4 協議事項項目の追加： メンバーによる決定を必要とする協議事項項目は、協議事項においてそのようなものとして特定されなければならない。 いずれのメンバーも、会議よりも 7 暦日前までにその他の全メンバーに対して書面により通知することにより当初の協議事項に項目を追加することができる。</p> <p>6.3.2.5 総会会議中、出席しているまたは代表されているメンバーは、全会一致で当初の協議事項に新項目を追加することができる。</p>	<p>最終的には決定を必要とする新課題が生じた場合、良き慣行は、会議中に当該課題について決定するよりも、当該課題について決定するための新しい会議または書面手続を設けることである。</p>

<p>6.3.2.6 決定は、コーディネーターが書面をメンバー全員に回付し、当該書面がメンバーの定義された過半数（本コンソーシアム協定第 6.3.3 項参照）により合意された場合、会議を開催せずに行うことができる。当該書面には、返答期限が記載される。</p> <p>6.3.2.7 総会の会議は、テレビ会議またはその他の電気通信手段によっても開催することができる。</p> <p>6.3.2.8 決定は、議事録の該当部分が本コンソーシアム協定第 6.3.5 項に従って承諾された後にのみ拘束力を有する。</p>	
<p>6.3.3 投票規則および定足数</p>	
<p>6.3.3.1 総会は、そのメンバーの 3 分の 2 (2/3) が出席または代表されて（定足数）いない限り、有効に討議および決定を行わない。</p> <p>6.3.3.2 各メンバーは、1 議決権を有する。</p> <p>6.3.3.3 違反当事者は、議決権を有しない。</p> <p>6.3.3.4 決定は、行使された議決権の 3 分の 2 (2/3) の多数決により採択される。</p>	<p>総会が第 4.2 項に基づき違反当事者であると宣言した当事者は、違反宣言後の総会の意思決定において議決権を行使できず、参加できない。</p>
<p>6.3.4 拒否権</p>	
<p>6.3.4.1 自己の業務、履行時間、費用、債務、知的財産権、またはその他の正当な利益が総会の決定により重大な影響を与えられることを証明できるメンバーは、対応する決定または決定の関連部分について拒否権を行使することができる。</p> <p>6.3.4.2 決定が当初の協議事項において予定されていた場合、メンバーは、会議中にのみ当該決定について拒否権を行使することができる。</p> <p>6.3.4.3 会議前または会議中に協議事項に追加された新項目に関して決定が採択された場合、メンバーは、会議中および会議の議事録案が送付されてから 15 暦日以内に当該決定に対して拒否権を行使することができる。</p>	

<p>6.3.4.4 拒否権が行使された場合、メンバーは、すべてのそのメンバーが一般的に満足するように、当該拒否を生じさせた事項を解決するためのあらゆる努力を行う。</p> <p>6.3.4.5 当事者は、自己の違反当事者としての特定に関する決定に対して拒否権を行使することはできない。違反当事者は、コンソーシアムに対する自己の参加および終了またはそれらの帰結に関する決定に対して拒否権を行使することはできない。</p> <p>6.3.4.6 コンソーシアムを脱退することを要求する当事者は、そのことに関する決定に対して拒否権を行使することはできない。</p>	<p>違反当事者であると主張される当事者は、議決権を行使することができるが、その拒否権を行使することはできない。</p>
<p>6.3.5 会議議事録</p>	
<p>6.3.5.1 議長は、採択されたすべての決定に関する正式の記録である各会議についての書面による議事録を作成する。議長は、会議後10 暦日以内にすべてのメンバーに対して議事録案を送付する。</p> <p>6.3.5.2 議事録は、送付後 15 暦日以内にいずれのメンバーからも議事録案の正確性に関する書面による異議が議長に対して送付されない場合、承認されたとみなされる。</p> <p>6.3.5.3 議長は、承認された議事録を総会の全メンバーおよびコーディネーターに送付し、コーディネーターは当該議事録を保管する。コーディネーターは、要求された場合、真正な副本を当事者に提供する。</p>	
<p>6.3.6 総会の決定</p>	
<p>総会は、自由に、その発案により提案を作成し、本協定に規定されている手続に従って決定を行う。</p>	
<p>以下の決定が、総会により行われる。</p> <p>内容、資金調達、および知的財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> —資金提供当局により合意される本助成合意書別紙 1 および 2 の変更案 —コンソーシアム計画の変更 —別紙 1 の変更（含まれる背景的情報） —別紙 3 への追加（第 8.2.2 項に基づく簡素化譲渡についての第三者リスト） 	

<p>―別紙 4 への追加 (特定された関連組織)</p> <p>コンソーシアムの展開</p> <p>―新当事者のコンソーシアムへの加入、および当該新当事者の加入条件に関する合意の承認</p> <p>―コンソーシアムからの当事者の脱退、および脱退条件に関する合意の承認</p> <p>―当事者による本コンソーシアム協定または本助成合意書に基づくその義務の違反の特定</p> <p>―当事者が違反当事者である旨の宣言</p> <p>―違反当事者により履行されるべき是正</p> <p>―コンソーシアムに対する違反当事者の参加の終了、およびそのことに関連する措置</p> <p>―コーディネーターの変更についての資金提供当局への提案</p> <p>―本プロジェクトの全体または一部の中止についての資金提供当局への提案</p> <p>―本プロジェクトおよびコンソーシアム協定の終了についての資金提供当局への提案</p> <p>指名</p> <p>[オプション：コーディネーターからの提案に基づき、管理支援チームメンバーについて合意する。]</p>	<p>違反の特定は、当事者を違反当事者として宣言する前の第 4.2 項に規定されている手続に基づく第一歩である。</p> <p>本オプションは、管理支援チームメンバーの役割およびタスクを組成するオプションである第 6.5 項に関連する。</p>
<p>総会の決定の結果としてタスクが廃止された場合、メンバーは、関係する当事者のタスクを再設定する。当該再設定には、決定前に行われた適法な誓約が考慮されるものとし、当該誓約は取り消すことができない。</p>	
<p>6.4 コーディネーター</p>	
<p>6.4.1 コーディネーターは、全当事者および資金提供当局間の仲介人となり、本助成合意書および本コンソーシアム協定に規定されているようにコーディネーターに割り当てられたすべてのタスクを履行する。</p> <p>6.4.2 特に、コーディネーターは、以下についての責任を負う。</p> <p>―全当事者によるそれぞれの義務の遵守を監視する。</p>	<p>特定の要求される書面には、例えば、倫理的および安全問題を生じ、もしくはヒトの胚もしくはヒト胚性幹細胞が関係する活動、二重用途、または危険物および危険物質に関連する可能性がある。助成合意書第 4 章第 4 節 (当事者の権利および義務) 参照。</p>

<p>—メンバーおよびその他の連絡相手方の住所を最新に維持し、利用可能に維持する。</p> <p>—報告、その他の成果物（財務諸表および関連する証明書を含む）、および特定の要求された書面を収集し、整合性を検証するために検討し、資金提供当局に提出する。</p> <p>—総会の会議を準備し、決定を提案し、協議事項を作成し、会議の議長を務め、会議議事録を作成し、会議で採択された決定の実施を監視する。</p> <p>—本プロジェクトに関連する書面および情報をその他の関連する当事者に送付する。</p> <p>—資金提供当局による資金供与を管理し、第 7.3 項に規定されている財務タスクを履行する。</p> <p>—要求に基づき、当事者が請求を行うためにコーディネーターのみが保有する書面の正式な写しまたは原本が必要である場合に、当該写しまたは原本を当該当事者に提供する。</p> <p>単一または複数の当事者がプロジェクト成果物の提出を遅滞している場合、コーディネーターは、それにもかかわらず、その他の当事者のプロジェクト成果物および本助成合意書により要求されるすべてのその他の書面を資金提供当局に提出することができる。</p>	<p>コーディネーターは、助成合意書第 41.2 条に従って調整タスクの一部を委譲または下請に出すことができる。</p>
<p>6.4.3 コーディネーターがその調整タスクを履行しない場合、総会は、コーディネーターの変更を資金提供当局に提案することができる。</p>	
<p>6.4.4 コーディネーターは、本助成合意書および本コンソーシアム協定に明示的に別段規定されていない限り、その他の当事者の代わりに行い、または法定拘束力のある宣言を行う権利を有しない。</p> <p>6.4.5 コーディネーターは、本コンソーシアム協定および本助成合意書において特定されているタスクを超えてその役割を拡大しない。</p>	<p>例えば：</p> <p>—本コンソーシアム協定第 3.1 項に基づき責任を有するコンソーシアム機関が行った決定に対する対応として新当事者と助成合意書別紙 3（加入様式）および本コンソーシアム協定別紙 2（加入書面）に副署する。または</p> <p>—第 6.6 項に従って外部専門家諮問委員会の各メンバーとの秘密保持契約に署名する。</p>
<p>[オプション：6.5 管理支援チーム (本助成合意書において予定され、またはその他コンソーシアムが決定した場合のオプションとして)</p>	
<p>管理支援チームは、コーディネーターにより提案される。管理支援チームは、総会により</p>	

<p>指名され、総会の業務を支援および促進する。</p> <p>管理支援チームは、総会の決定の実行についてコーディネーターを支援する。管理支援チームは、本プロジェクトの日常の管理の責任を負う。]</p>	
<p>[オプション：6.6 外部専門家諮問委員会 (EEAB)</p> <p>(本助成合意書において予定され、またはその他コンソーシアムが決定した場合のオプションとして)</p>	
<p>外部専門家諮問委員会 (EEAB) が、執行委員会により指名され、指示を出される。EEAB は、総会が行った決定を支援および促進する。コーディネーターは、EEAB の指名後 30 暦日または秘密情報が交換される時のいずれか早い日より前に、本コンソーシアム協定に規定されている秘密保持合意と同等以上に厳格な秘密保持契約を EEAB の各メンバーと締結することを授權されている。コーディネーターは、EEAB 会議の議事録を作成し、EEAB の提案を実施する準備を行う。EEAB メンバーは、招待された場合には総会会議に参加することを認められるが、議決権を有しない。]</p>	
<p>[IPR SC モジュール]</p>	
<p>ソフトウェア特別規定</p>	
<p>9.8 ソフトウェアに対するアクセス権についての特別規定</p>	
<p>9.8.1 ソフトウェアに関する定義</p>	
<p>「アプリケーションソフトインターフェース」</p> <p>とは、他の特定のソフトウェアをインターフェースまたは相互作用するソフトウェアインターフェースを技能を有するソフトウェア開発者が創造できるようにするすべてのデータおよび情報を記載したアプリケーションプログラミングインターフェース資料および関連ドキュメンテーションを意味する。</p> <p>「管理ライセンス規定」とは、ソフトウェアもしくはその他の作業物（「本作業」）およ</p>	

び/または当該本作業の変更版もしくは派生物（それぞれの場合「派生物作業」）である作業の使用、複製、変更、および/または配布の全部または一部が以下の1つまたは複数に服することを要求するライセンスの規定を意味する。

（本作業物または本派生物作業物がソフトウェアである場合）ソースコードまたは修正のためにより好ましいその他の様式が、使用料ありまたはなしで、要求に基づき第三者の権利として利用可能とされること。

本作業物または本派生物作業物の変更版もしくは派生物を創造することを第三者に認めること。

本作業物または本派生物作業物に関する使用料なしのライセンスが第三者に付与されること。

疑いを避けるために規定すると、(a) から(c) までに規定されている事項を単に認める（しかし、そのいずれも要求しない）ソフトウェアライセンスは、管理ライセンスでない（従って、非管理ライセンスである）。

「オブジェクトコード」とは、バイトコード形式および他のソフトウェアに対して手続または機能をリンクさせるために使用する機械で可読なライブラリを含むがそれらに限定されない機械で可読なコンパイルされおよび/または実行可能な形式のソフトウェアを意味する。

「ソフトウェアドキュメンテーション」とは、ソフトウェアプログラムのある版を設計、開発、使用または維持するのに使用し、それらのために有用であり、またはそれらに関連する技術情報であるソフトウェア情報を意味する。

「ソースコード」とは、コンパイルおよびインストールを統治するためのジョブ制御言語およびスクリプトのようなコメントおよび手続コードを含むがそれらに限定されないソフトウェアの変更を行うのに通常使用される人

<p>が可読な形式の当該ソフトウェアを意味する。</p>	
<p>9.8.2 一般原則</p>	
<p>疑いを避けるために規定すると、本第9項に規定されているアクセス権についての一般的規定は、ソフトウェアに対しても適用される。</p> <p>ソフトウェアに対する当事者のアクセス権には、一定のハードウェアプラットフォームに移植されたソースコードもしくはオブジェクトコードを受領する権利、またはそれぞれのソフトウェアのドキュメンテーションを特定の形式で受領する権利は含まれず、アクセス権を付与する当事者から入手可能な状態でのみ受領する権利が含まれる。</p>	
<p>本プロジェクトにおける管理ライセンス規定に基づき知的財産権（ソフトウェアを含むがそれに限定されない）の導入を意図する場合、当該導入をコンソーシアム計画において実施するための総会の承認が必要となる。</p>	
<p>9.8.3 ソフトウェアに対するアクセス</p>	
<p>成果であるソフトウェアに対するアクセス権には、以下が含まれる：</p> <p>当該オブジェクトコードの通常の使用にアプリケーションプログラミングインターフェース（以下がAPI）必要である場合、オブジェクトコードおよび当該APIに対するアクセス、および</p> <p>ソースコードに対するアクセスなしには本プロジェクトに基づくその任務の実行または自己の成果の利用が当事者が不可能であることを当事者が示すことができる場合、必要な限度でのソースコードに対するアクセス。</p> <p>背景的情報は、関係する当事者間で別段合意さない限り、オブジェクトコードにおいてのみ提供される。</p>	
<p>9.8.4 ソフトウェアライセンスおよびサブライセンス権</p>	
<p>9.8.4.1 オブジェクトコード</p>	
<p>9.8.4.1.1 成果—当事者の権利</p>	
<p>当事者が、成果であるオブジェクトコードおよび/またはAPIに対する利用のためのアクセス権を有する場合、当該アクセスには、第9.4項において予定されている利用のための</p>	<p>「単体または」：使用者によっては、「単体で」は広すぎると考える者が存在するので、そのため現在はオプションである。</p>

<p>アクセスに加えて、当該当事者自身の成果の利用に必要とされる限度において、以下の権利が含まれる。</p> <p>オブジェクトコードおよび API の無限定数の複製を作成すること、 および 単体またはアクセス権を有する当事者の製品もしくはサービスの一部としてもしくはそれらに関連して当該オブジェクトコードおよび API の頒布、利用提供、マーケティング、販売および提供を行うこと。</p> <p>ただし、いずれの製品、プロセスまたはサービスも、アクセス権を有する当事者により、自己の成果のためのオブジェクトコードおよび API の利用権に従って開発されたことを条件とする。</p> <p>本第 9.8.4.1.1 項のために第三者のサービスを使用することを意図する場合、関係する当事者は、本コンソーシアム協定第 9.2 項に規定されているアクセス権を付与する当事者の利益を適正に尊重して、それらの条件について合意する。</p>	
<p>9.8.4.1.2 成果—最終利用者に対するサブライセンスを付与する権利</p>	
<p>更に、オブジェクトコードに対するアクセス権は、当事者自身の成果の利用に必要とされる限度において、製品/サービスを購入/使用する最終利用者に対する関連する取引の通常の過程において、関連する製品またはサービスの通常の使用に必要な限度で、単体またはアクセス権を有する当事者の製品もしくはサービスの一部として、それらに関連して、もしくはそれらに統合して当該オブジェクトコードを使用し、技術的に必須な限度で、</p> <ul style="list-style-type: none"> —当該製品/サービスを維持し、 —コンピュータプログラムの法的保護に関する 2009 年 4 月 23 日の欧州議会および理事会指令 2009/24/EC 号に従って最終利用者と相互作用性および互換性を有する自己のソフトウェアを創造するためのサブライセンスを付与する権利を含む。 	
<p>9.8.4.1.3 背景的情報</p>	

<p>疑いを避けるために規定すると、利用のための背景的情報であるオブジェクトコードおよび/またはAPIに対するアクセス権を当事者が有する場合、アクセス権からは、サブライセンス権が除外される。しかし、当事者間で当該サブライセンス権を交渉することができる。</p>	
<p>9.8.4.2 ソースコード</p>	
<p>9.8.4.2.1 成果—当事者の権利</p>	
<p>第 9.8.3 項に従い、当事者が利用のための成果であるソースコードに対するアクセス権を有する場合、当該ソースコードに対するアクセスには、当事者自身の成果の利用に必要とされる限度において、研究のためのソースコードを使用、複製、変更、開発および応用するため、製品/プロセスを創造/マーケティングするため、ならびにサービスを創造/提供するための世界的な権利が含まれる。 本第 9.8.4.2.1 項のために第三者のサービスを使用することを意図する場合、当事者は、本コンソーシアム協定第 9.2 項に規定されているアクセス権を付与する当事者の利益を適正に尊重して、それらの条件について合意する。</p>	
<p>9.8.4.2.2 成果—最終利用者に対するサブライセンスを付与する権利</p>	
<p>更に、アクセス権は、当事者自身の成果の利用に必要とされる限度において、当該ソースコードにサブライセンスを付与する権利を含むが、それはソフトウェアの応用、エラーの修正、保守および/またはサポートの目的のみに限定される。 ソースコードの更なるサブライセンスは、明示的に排除される。</p>	
<p>9.8.4.2.3 背景的情報</p>	
<p>疑いを避けるために規定すると、利用のための背景的情報であるソースコードに対するアクセス権を当事者が有する場合、アクセス権からは、サブライセンス権が除外される。しかし、当事者間で当該サブライセンス権を交渉することができる。</p>	
<p>9.8.5 特別な形式的手続</p>	
<p>第 9.8.4 項の規定に従って付与された各サブライセンスは、関係する当事者の財産権を特</p>	

定および保護する追跡可能な契約により行われる。	
-------------------------	--